

柏原市
こども未来プラン

柏原市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
柏原市

はじめに



子どもは一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして、無限の可能性を持つ存在です。

豊かな自然にあふれ、歴史と文化に恵まれた柏原市で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、市民すべての願いであり、そのような環境をつくることは、私たち大人や地域社会が取り組むべき重要な課題であります。

しかしながら、近年、我が国においては、人口減少や少子高齢化の進展、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てに不安や負担、孤立感を感じる家庭は少なくありません。

また、ライフスタイルの多様化により、保育サービスに対する需要は増大するとともに、保育ニーズはますます多様化し、本市においても待機児童が発生する事態となっております。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境の変化に鑑み、国では、子どもと子育て家庭を地域や社会全体で支える仕組みの構築に向け、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

新制度への移行に従い、本市においては「子どもの最善の利益」の実現を第一に考え、子どもと大人が未来に希望を抱き、子育てをするすべての家庭が子育てに喜びと幸せを感じ、いきいきと輝いて過ごせるまちをめざし、これまで取り組みを進めてきた「柏原市次世代育成支援行動計画(後期)～子育てほっとプランⅡ～」における子育て支援施策のさらなる推進に向け、「柏原市こども未来プラン」の策定を行います。

この計画の実現に向けましては、行政だけでなく、市民の皆さん一人ひとりに、子育て支援に対するご理解をいただき、企業を含む地域社会全体が相互に連携・協力しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントの実施に際し、貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心から厚く御礼を申し上げます。

平成27年3月

柏原市長 中野 隆司

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	2

第2章 子育てを取り巻く状況

1. 統計からみる市の現状	3
2. アンケート調査結果からみる現状	13
3. 子育て支援事業におけるこれまでの取り組み状況	24

第3章 次世代育成支援行動計画（後期）の評価と課題

1. 保育サービス目標事業量の進捗状況	29
2. 各施策・事業の評価	30

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	35
2. 基本的な視点	35
3. 基本目標	36
4. 計画の体系	38

第5章 施策の具体的展開

1. 幼児期の教育・保育環境の充実	39
2. 子どもの豊かな感性を育む環境づくり	42
3. 子育て家庭を支える仕組みづくり	45
4. 安心・安全のまちづくり	48
5. 仕事と生活の調和の促進	49
6. 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援	50

第6章 親と子の健康の確保及び増進（母子保健計画）

1. 母子保健計画策定の趣旨	55
2. 母子保健に関する市の状況	56
3. 母子保健の取り組み	61
4. 母子保健に関する取り組み一覧	64

第7章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定 65
2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期 . . . 65
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期 . 68
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 75

第8章 計画の推進

1. パートナーシップによる計画の推進 77
2. 庁内連携体制の推進 77
3. 国・大阪府との相互連携の推進 77
4. 計画の進行管理 77

資料編

1. 柏原市子ども・子育て会議条例 79
2. 柏原市子ども・子育て会議委員名簿 80
3. 柏原市子ども・子育て会議開催状況 81

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

現在、わが国では、晩婚化や非婚化、出生率の低下などの理由から少子化が進行しています。平成 24 年には 1 人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が 1.41 とやや回復してきましたが、人口を維持するのに必要な水準である 2.08 を大きく下回っており、依然として少子化が深刻な問題となっています。

長期化する少子化問題は、今後の社会経済環境に深刻な影響を与えることが考えられるため、国では少子化対策として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県や市町村では行動計画を策定すること、一般企業や国、地方公共団体においては事業主行動計画を策定することが義務づけられ、10 年間の集中的・総合的・計画的な取り組みを進めてきました。

しかしながら、少子化傾向はとどまらず、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、さらに、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化などから子育てに対する不安や負担、孤立感が高まり、多くの待機児童が生じている現状や仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないなどから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、子どもや家庭を支援する新たな取り組みとして、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を推進することとしています。

柏原市においては、平成 17 年 3 月に「柏原市次世代育成支援行動計画～子育てほっとプラン～」(前期計画)、平成 22 年 3 月に「柏原市次世代育成支援行動計画(後期)～子育てほっとプランⅡ～」を策定し、「子どもも大人もいきいきと輝く都市(まち)と人」を基本理念として、就学前から子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、子育て支援・保育・教育を提供する体制を整え、多様なニーズに対応できるよう積極的な取り組みを推進してきました。

「柏原市次世代育成支援行動計画(後期)～子育てほっとプランⅡ～」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、これまでの取り組みを継承する計画としつつ、新たな子ども・子育て支援制度の下で、「柏原市こども未来プラン」を策定します。

2. 計画の性格・位置付け

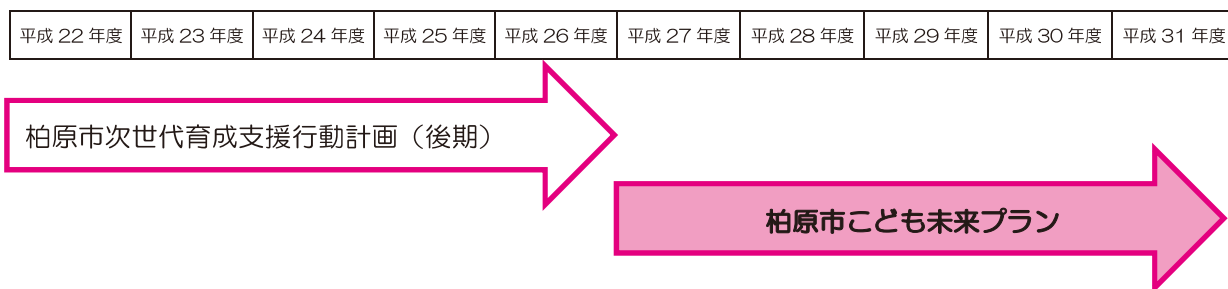
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援行動計画を継承する計画として位置づけます。

また、柏原市においてはこれまで「母子保健計画」、「母子家庭等自立促進計画」を策定し、安心して出産、育児ができる社会環境の整備とともに、母子家庭等に対する支援体制の整備に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを推進してきましたが、両計画については、今回新たに策定する「柏原市こども未来プラン」と対象が重複することから、各自の計画で取り組んでいた事業を、本計画の一部として組み込むこととしました。

策定にあたっては、上位計画である「第 4 次柏原市総合計画」をはじめ、「柏原市地域福祉計画」、「健康かしわら 21」、「柏原市障害者計画」、「柏原市障害福祉計画」などの関連計画との整合性を図っていきます。

3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。



4. 計画の策定方法

子ども・子育て支援法では、市町村は地域の子ども・子育ての現状やニーズを調査・把握し、それに基づいた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。これを受け、本市も子どもの保護者をはじめ、子育て支援に携わる方、学識経験者の方等の意見を取り入れながら、「柏原市こども未来プラン」を策定しました。

（１） 子ども・子育て会議の開催

本市では、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、「柏原市子ども・子育て会議」を設置しました。この会議は、平成 27 年 4 月施行の「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、子どもの保護者の方や、子育て支援に携わる方等の意見を聴くための会議であり、本市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的としています。

（２） アンケート調査の実施

「柏原市次世代育成支援行動計画（後期）」に沿った子ども・子育て支援に関するさまざまな取り組みを検証するとともに、「柏原市こども未来プラン」の策定にむけて、市民の皆様が必要としている教育・保育・子育て支援の必要量や施策に対する意向などを把握するため、平成 25 年 11 月 11 日～12 月 31 日までの期間でアンケート調査を実施しました。

●調査の種類と対象者

調査の種類	対象者
就学前児童調査	柏原市内在住の就学前の子どもを持つ保護者
小学生調査	柏原市内在住の小学 1 年生～4 年生の子どもを持つ保護者

●配布数・回収数・回収率

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,200	656	54.7%
小学生調査	800	393	49.1%
合計	2,000	1,049	52.5%

（３） パブリックコメントの実施

幅広く市民から意見を反映させるため、平成 26 年 12 月 26 日～平成 27 年 1 月 23 日の期間で、本市のホームページに計画素案を掲載し、意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

第2章 子育てを取り巻く状況

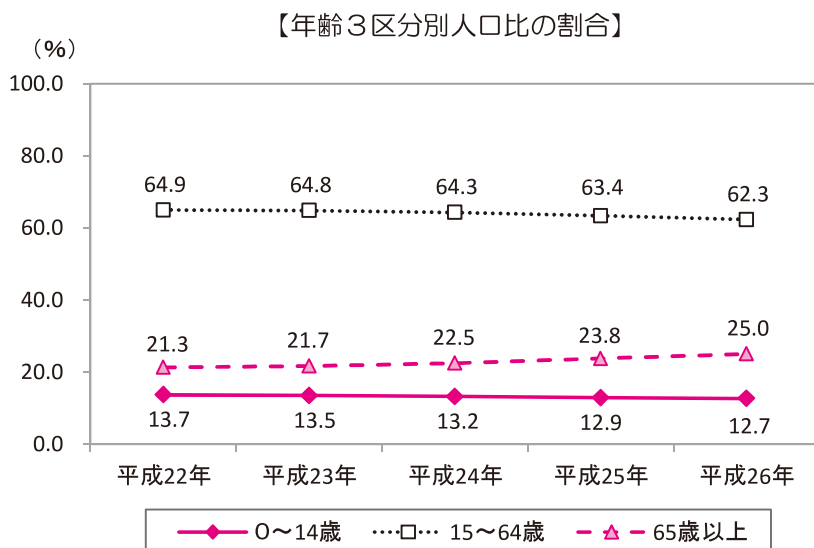
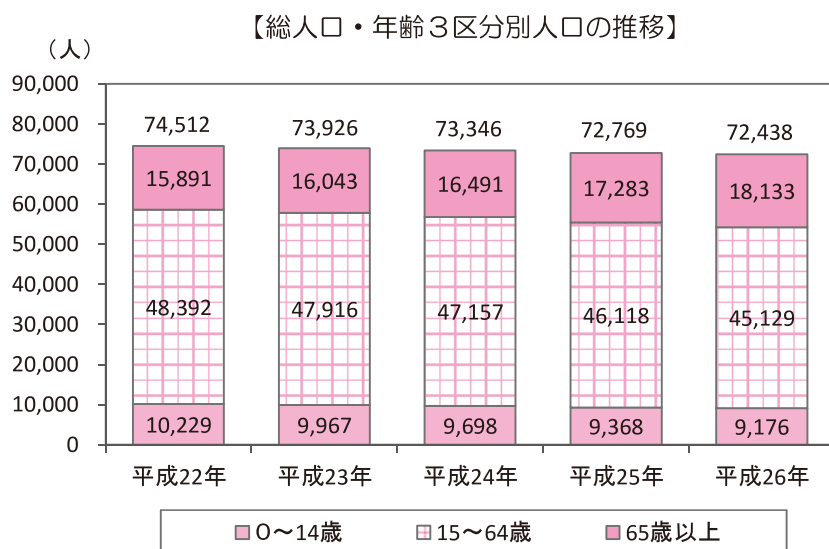
1. 統計からみる市の現状

(1) 人口動態等の現状

1) 総人口と年齢3区分別の人口の推移

総人口は平成22年以降減少しており、平成26年では72,438人と、平成22年と比べ約2,000人少なくなっています。

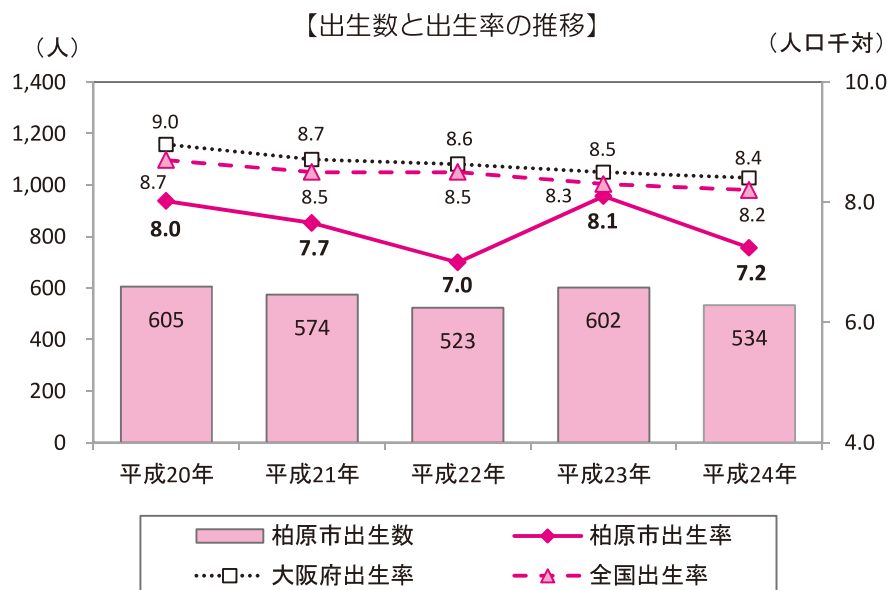
人口を年齢3区分別にみると、0～14歳人口と15～64歳人口は各年で減少していますが、65歳以上人口は各年で増加しています。年齢3区分別の人口比についても、0～14歳人口と15～64歳人口の割合は減少傾向に、65歳以上人口の割合は増加傾向にあります。



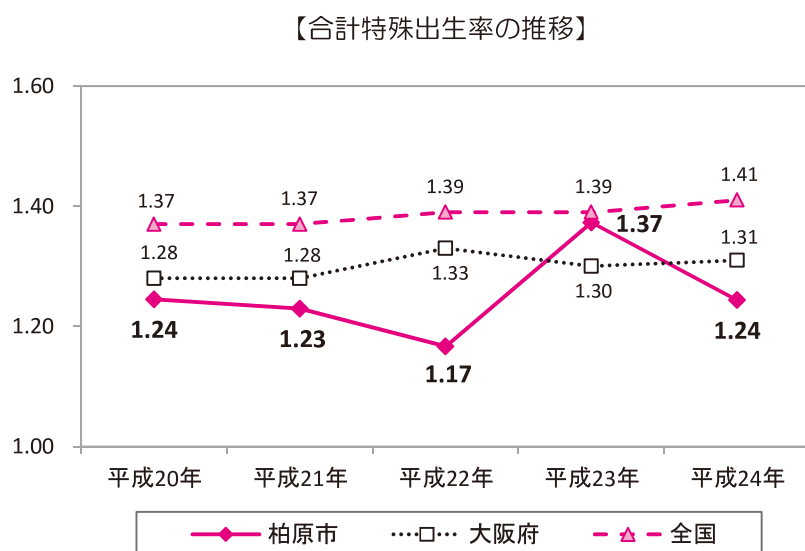
2) 出生数と出生率の推移

出生数、出生率とも増減しながら推移しており、出生数については平成 24 年では 534 人と、平成 20 年と比べ 71 人減少しています。柏原市の出生率を全国・府と比較すると、各年最も低い値となっています。

1 人の女性が一生に産む子どもの平均数である、合計特殊出生率を全国・府と比較すると、平成 22 年までは最も低い値で推移していたものの、平成 23 年では大阪府を上回り、ここ 5 年で最も高い 1.37 となっています。その後再び減少し、平成 24 年では 1.24 と、全国・府より低い値となっています。



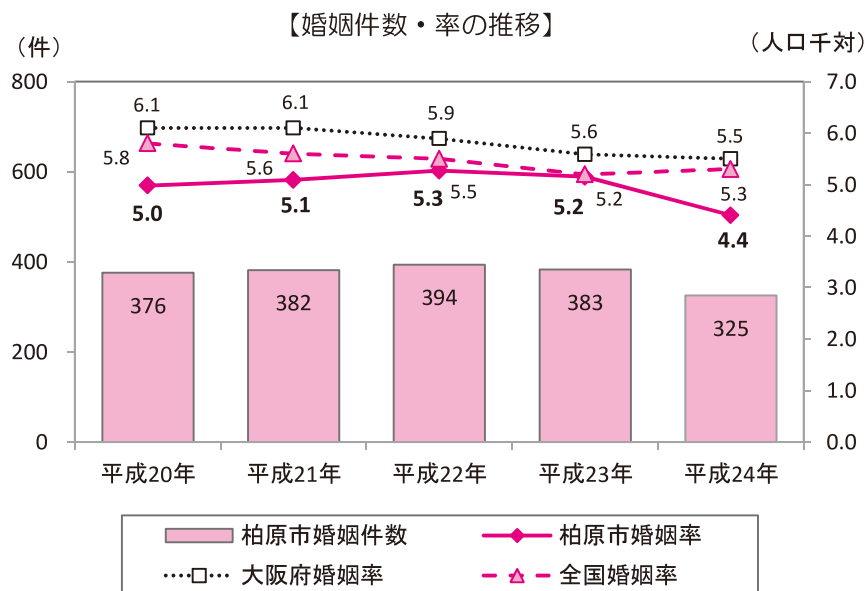
資料：全国は厚生労働省人口動態統計、府・市は大阪府人口動態統計



資料：全国・府は厚生労働省人口動態統計、市は市統計データより算出

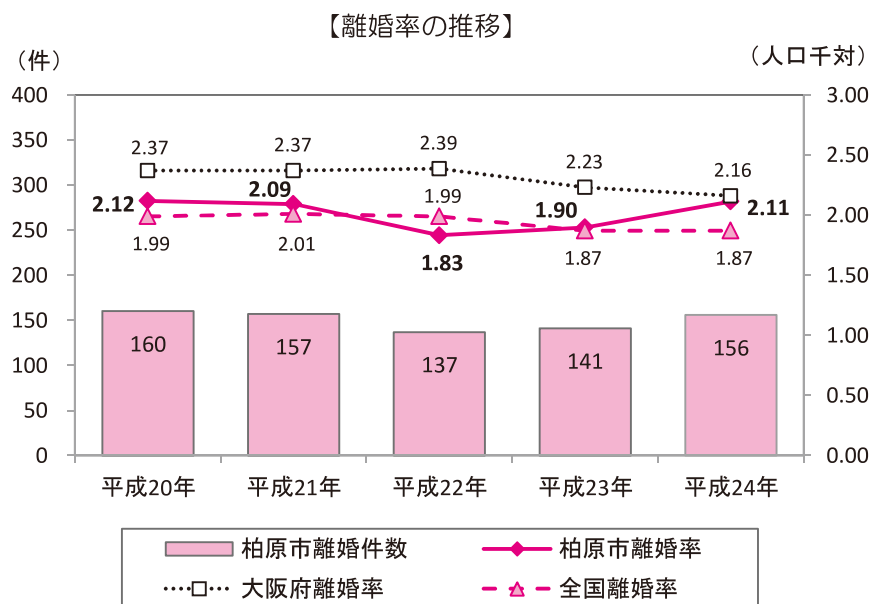
3) 婚姻件数・率の推移

婚姻件数は平成20年から22年にかけ増加していましたが、平成23年からは減少に転じ、平成24年では325件となっています。柏原市の婚姻率を全国・府と比較すると、平成23年で全国と同じ値となっているものの、それ以外の年では最も低い値となっており、平成24年では4.4となっています。



4) 離婚率の推移

離婚件数は平成20年から22年にかけ減少していましたが、平成23年からは増加に転じ、平成24年では156件となっています。柏原市の離婚率を全国・府と比較すると、平成22年には最も低い値となっていますが、それ以外の年では府より低いものの、全国よりは高い値となっており、平成24年では2.11となっています。

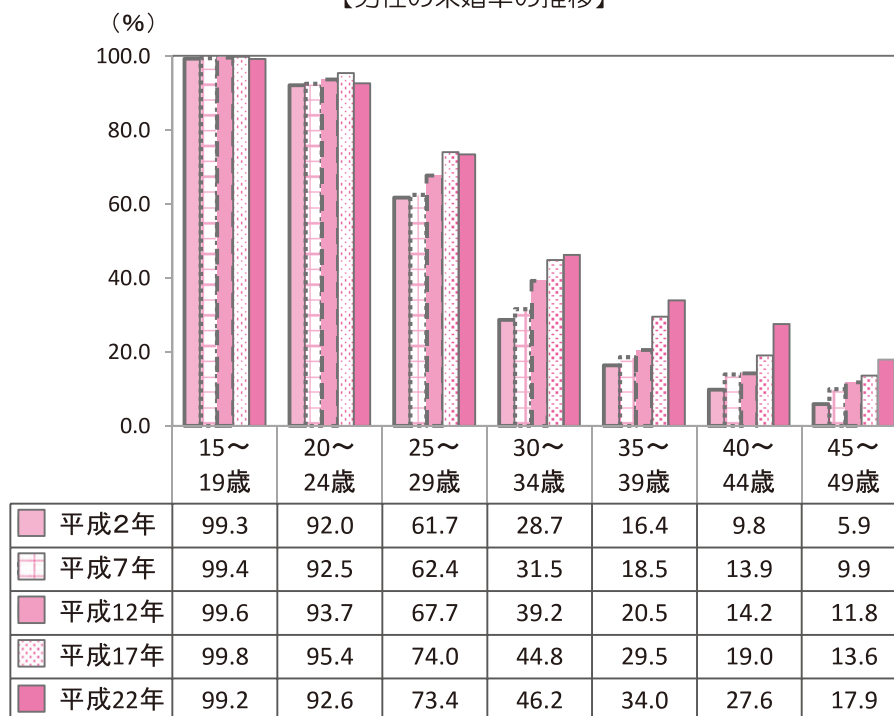


5) 未婚率の推移（男性）

男性の未婚率はどの年代においても概ね増加傾向にあります。30歳未満の未婚率は、平成17年から22年にかけて減少しています。また、平成22年の未婚率を平成2年と比較すると、25歳以上で10ポイント以上の増加となっています。特に30～44歳での増加が大きく17ポイント以上の増加となっています。

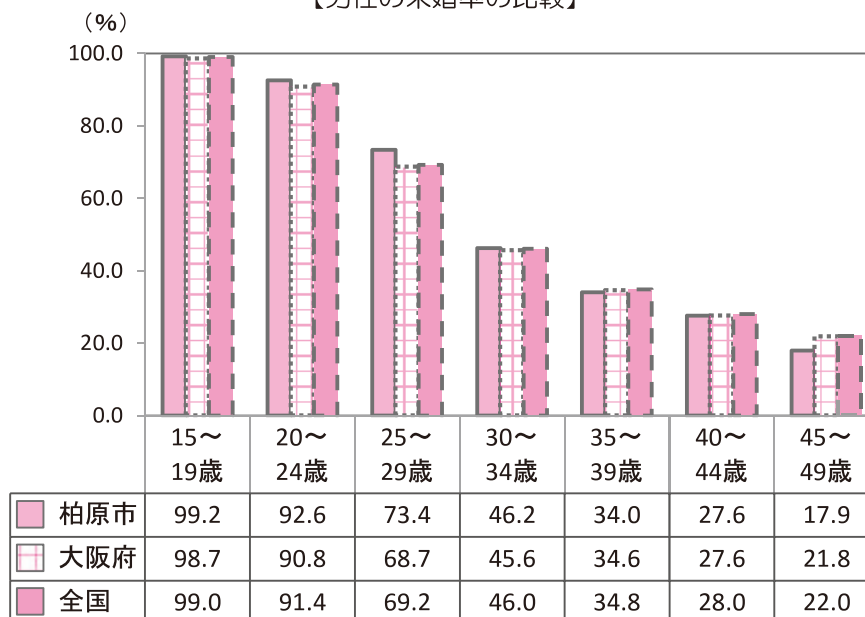
平成22年の柏原市の未婚率を全国・府と比較すると、35歳未満については最も高い値となっていますが、35歳以上については最も低い値となっています。

【男性の未婚率の推移】



資料：国勢調査

【男性の未婚率の比較】



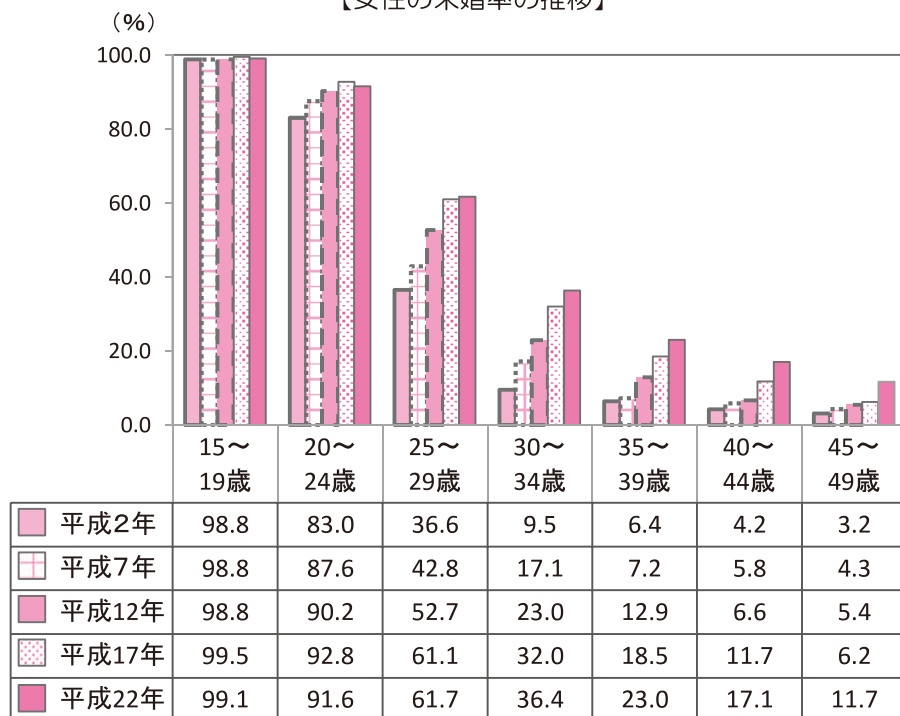
資料：平成22年国勢調査

6) 未婚率の推移（女性）

女性の未婚率はどの年代においても、平成2年から7年に一度減少した後、概ね増加傾向にあります。25歳未満の未婚率については平成17年から22年にかけてわずかながら減少しています。

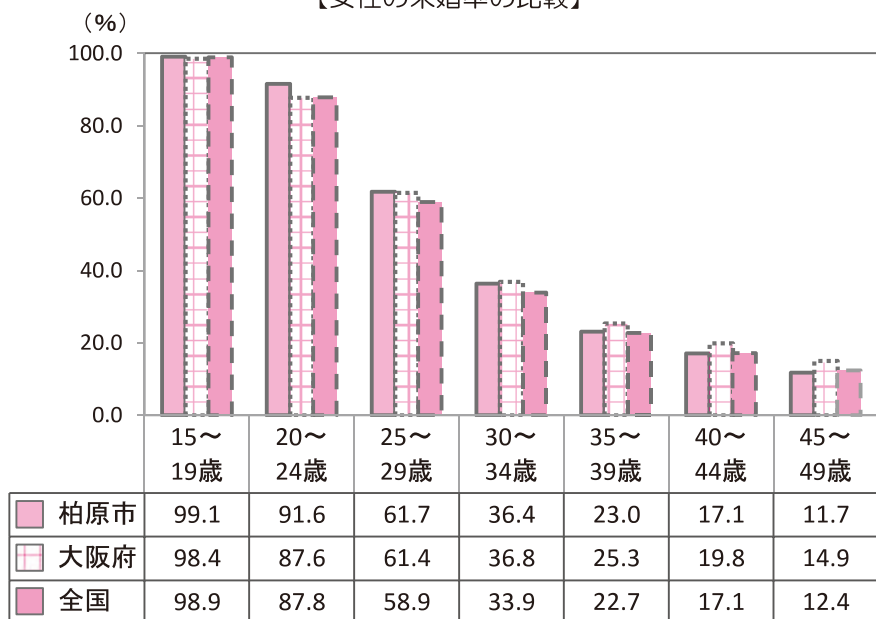
平成22年の柏原市の未婚率を全国・府と比較すると、30歳未満については最も高い値となっていますが、30～39歳では全国より高いものの、府よりは低く、40歳以上については最も低い値となっています。

【女性の未婚率の推移】



資料：国勢調査

【女性の未婚率の比較】

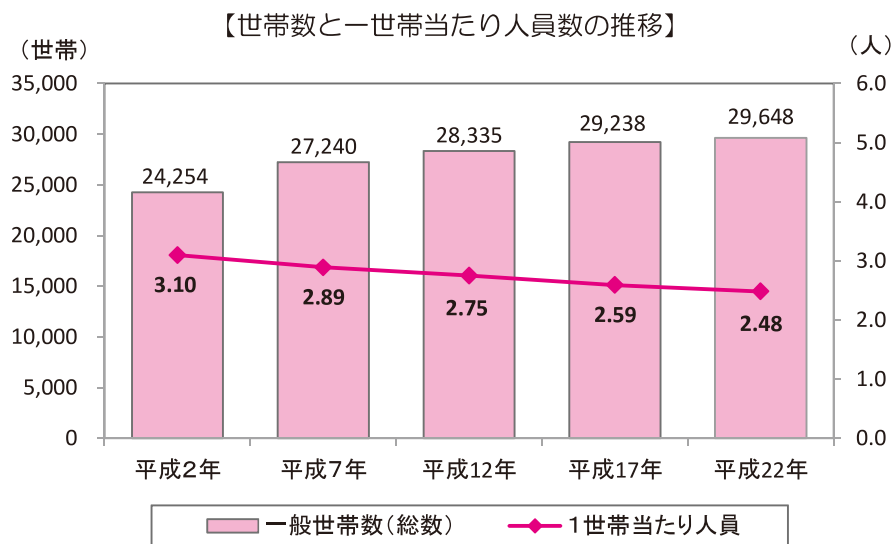


資料：平成22年国勢調査

(2) 世帯の状況

1) 世帯数と一世帯あたり人員数の推移

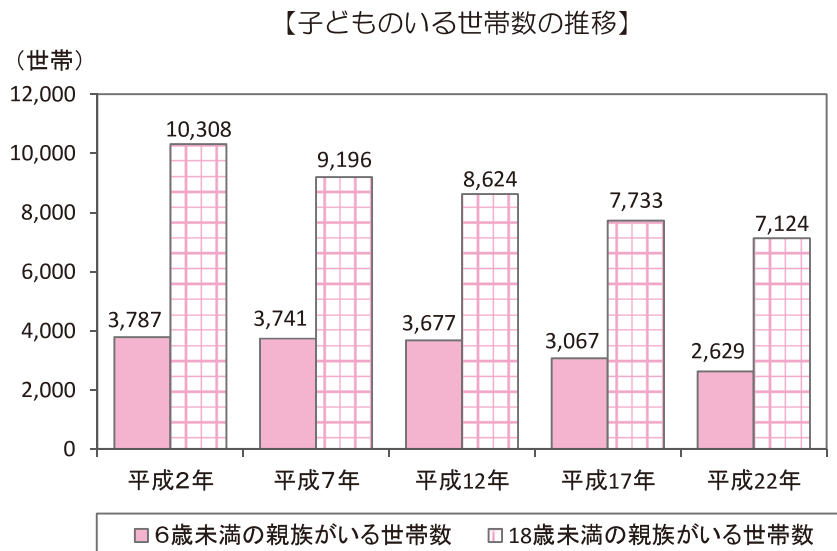
世帯数は年々増加し、平成 22 年では 29,648 世帯と、平成 2 年から約 5,400 世帯増加しています。一方、一世帯あたり人員数は年々減少し、平成 22 年では 2.48 人となっています。



資料：国勢調査

2) 子どものいる世帯数の推移

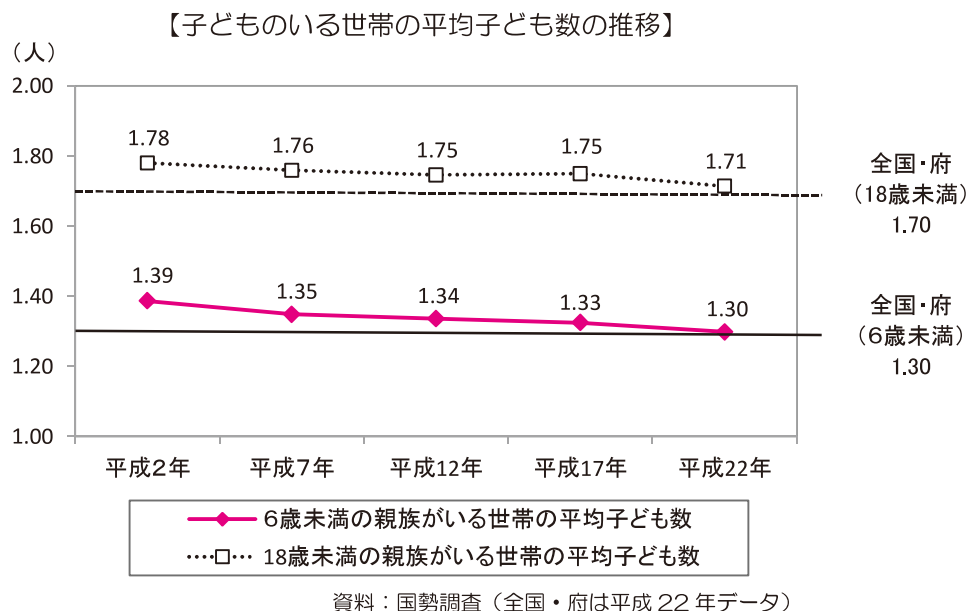
18 歳未満の親族がいる世帯数、6 歳未満の親族がいる世帯数ともに年々減少し、平成 22 年では、18 歳未満の親族がいる世帯数は 7,124 世帯、6 歳未満の親族がいる世帯数は 2,629 世帯となっています。



資料：平成 22 年国勢調査

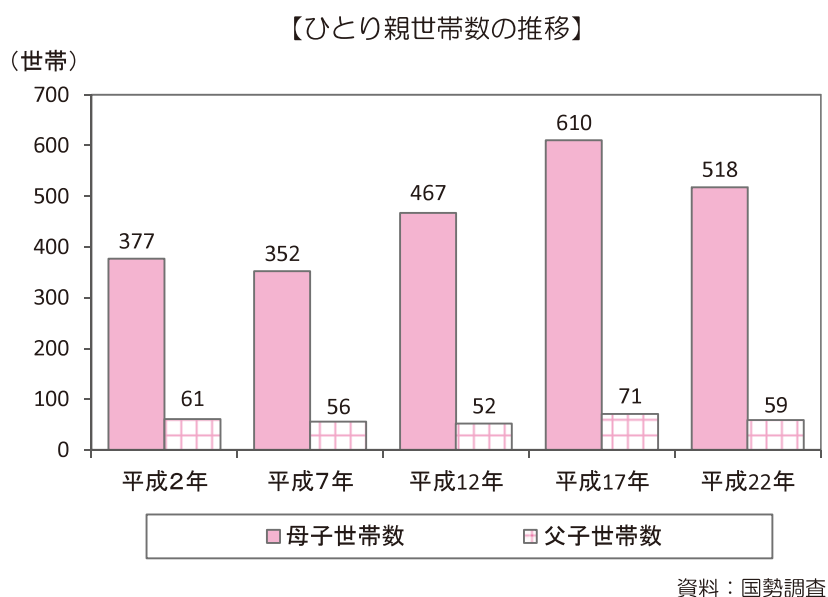
3) 子どものいる世帯の平均子ども数

18歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数、6歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数ともに年々減少傾向にあり、平成22年では、18歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は1.71人、6歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は1.30人となっています。



4) ひとり親世帯数の推移

母子世帯については、平成12年から17年にかけて、大きく増加したものの、その後減少し、平成22年では518世帯となっています。父子世帯については50～70世帯前後で推移しています。

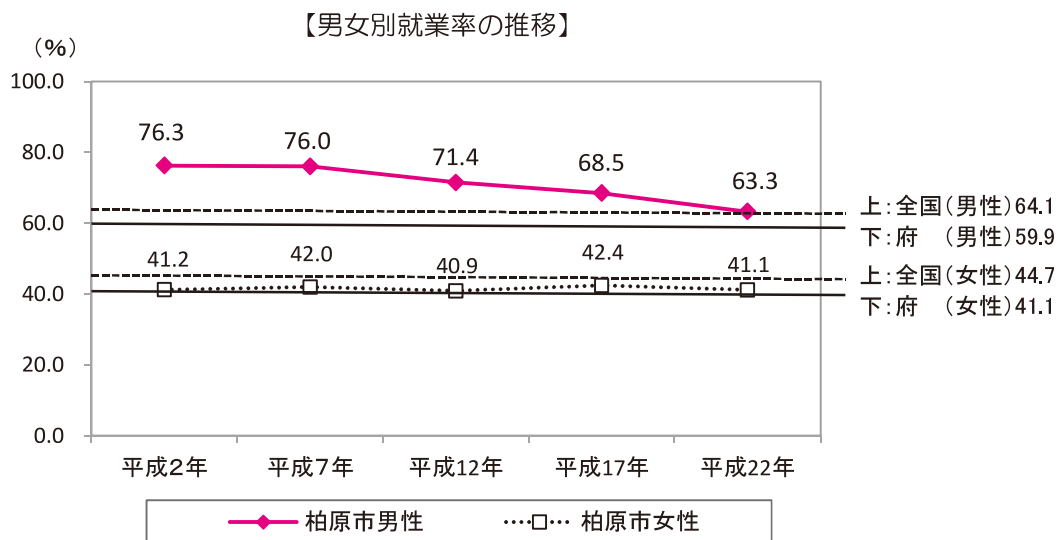


(3) 就労状況

1) 男女別就業率の推移

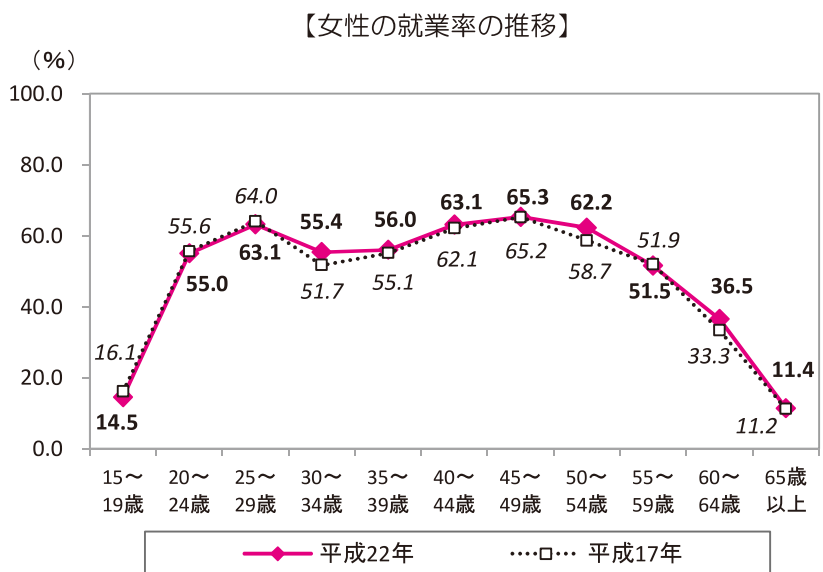
男性の就業率については平成2年以降、年々減少しています。平成22年では63.3%となっており、府よりは高いものの、全国より低い値となっています。

一方、女性の就業率については各年40.0%程度で推移しています。平成22年では41.1%となっており、府とは差はないものの、全国より低い値となっています。



2) 女性の就業率の推移

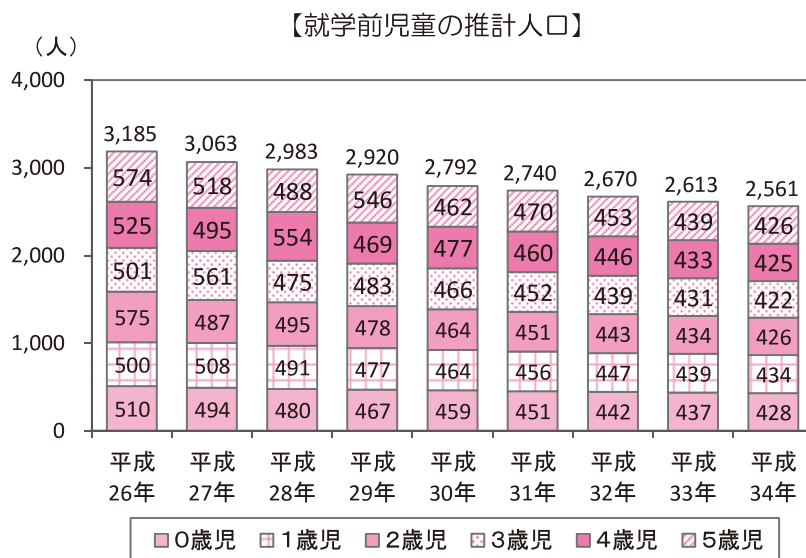
女性の就業率を平成17年、平成22年で比べると、30～39歳でのカーブの落ち込みは平成17年に比べ、平成22年で緩やかになっており、その後の就業率についても平成22年での値が概ね高くなっています。



(4) 人口推計

1) 就学前児童の推計人口

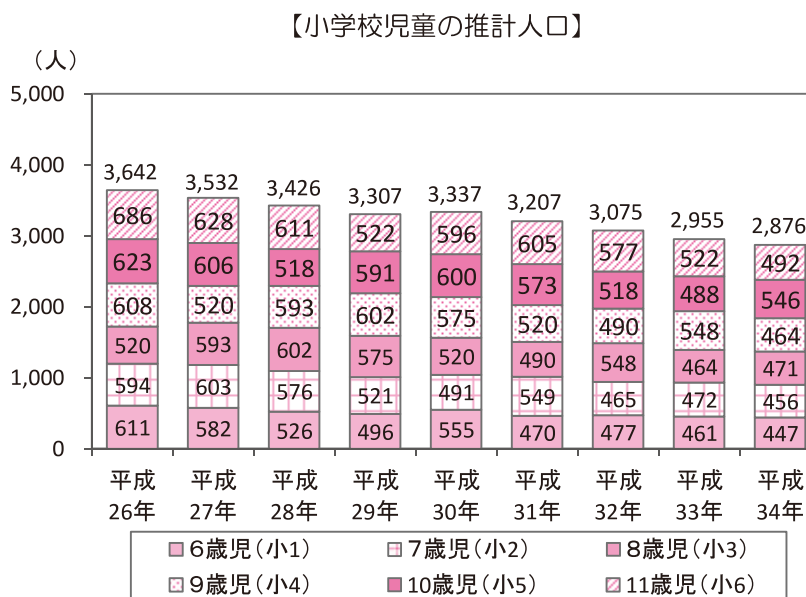
就学前児童（0～5歳児）の推計人口をみると、年々減少をたどり、平成26年から34年にかけて600人以上減少するとされており、平成34年での推計人口は2,561人となっています。



数値は平成25年4月1日現在の人口に基づいた
コーホート変化率法による人口推計

2) 小学校児童の推計人口

小学生児童（6～11歳児）の推計人口をみると、平成26年から34年にかけて700人以上減少するとされており、平成34年での推計人口は2,876人となっています。



数値は平成25年4月1日現在の人口に基づいた
コーホート変化率法による人口推計

(5) 統計からみる現状のまとめ

■ 人口の推移

→ 総人口は減少し、少子高齢化が緩やかに進行

- ・総人口は減少しています。
- ・高齢者人口は増加している一方、0～14 歳人口、15～64 歳人口は減少しています。

■ 少子化の動向

→ 合計特殊出生率は人口維持に必要な 2.08 を下回り、25 歳以上の未婚率が増加

- ・合計特殊出生率は平成 23 年に改善したものの、再び減少しています。
- ・男女ともに 25 歳以上での未婚率が増加傾向にあります。
- ・平成 17 年から 22 年にかけて、婚姻率は減少し、離婚率は増加しています。

■ 世帯の動向

→ 世帯の小規模化が進行

- ・総世帯数が増加する一方で、一世帯当たり人員数は減少しています。
- ・18 歳未満の新族のいる世帯、6 歳未満の新族のいる世帯は減少傾向にあります。
- ・ひとり親世帯は平成 22 年で約 600 世帯となっています。

■ 就業率の動向

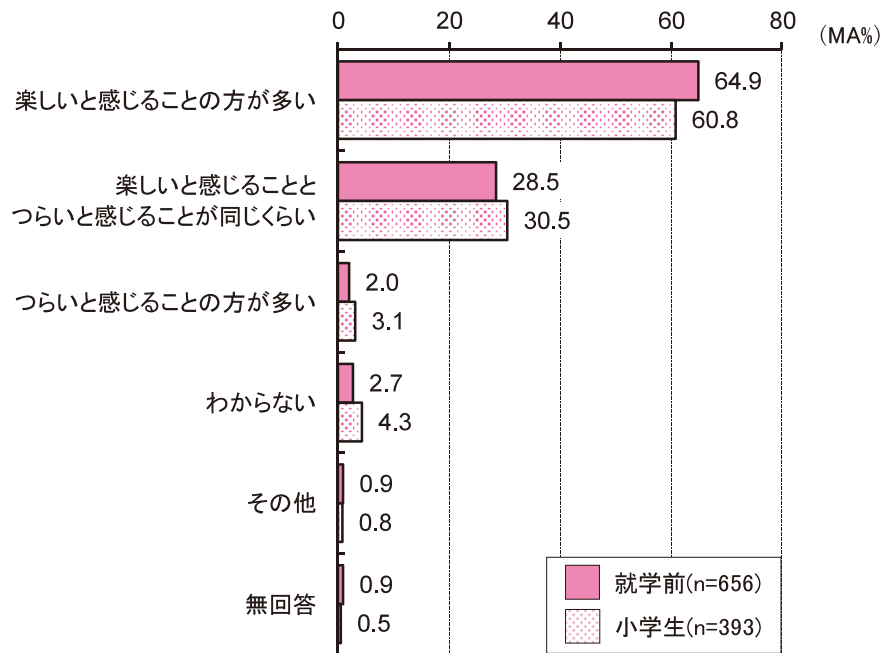
→ 男性の就業率が低下。女性の就業率のM字カーブはわずかながら改善傾向

- ・男性の就業率は平成 2 年以降、年々減少しています。
- ・平成 22 年女性の就業率のM字カーブの落ち込みは、17 年よりわずかに緩やかになっています。
- ・就業率は男女ともに全国より低い水準となっています。

2. アンケート調査結果からみる現状

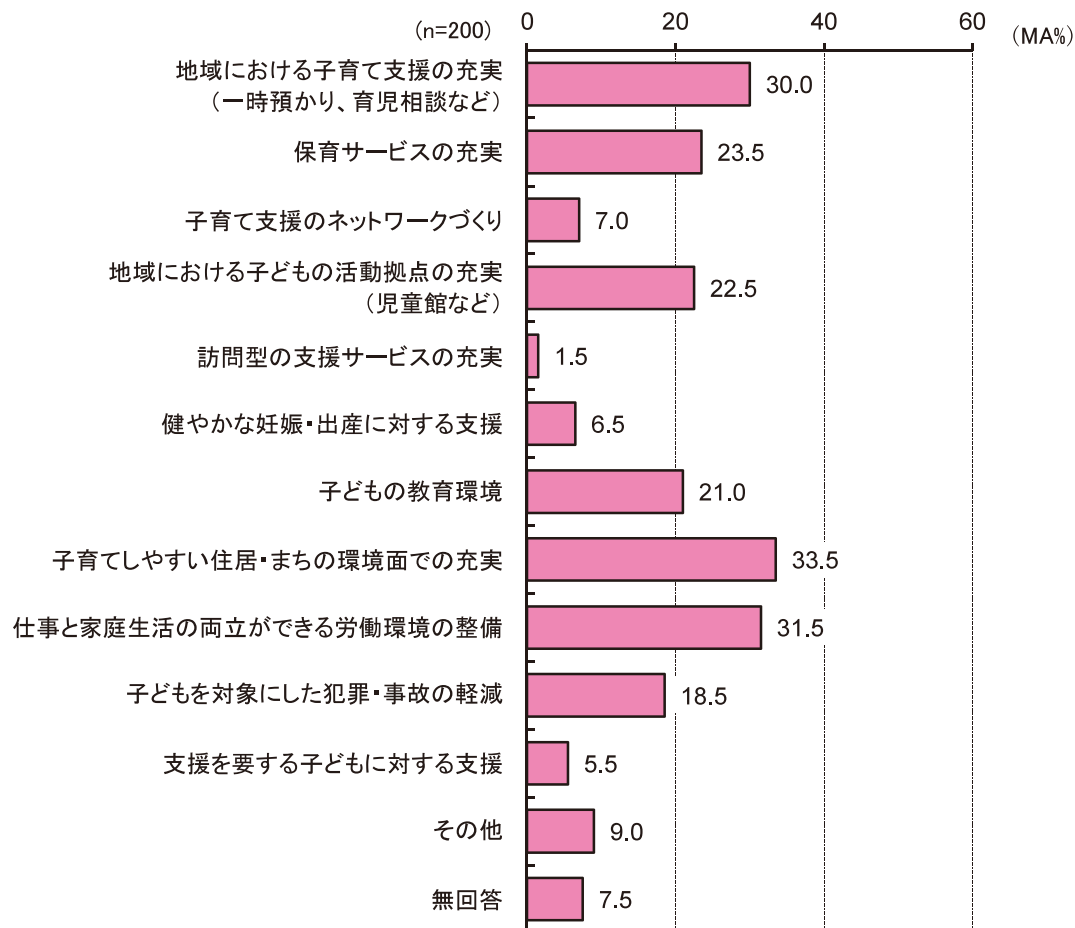
(1) 子育てが楽しいと感じるか（就学前児童・小学生調査）

子育てが楽しいと感じるかをみると、「楽しいと感じることの方が多い」が就学前児童で64.9%、小学生では60.8%で最も高く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が就学前児童で28.5%、小学生では30.5%となっています。



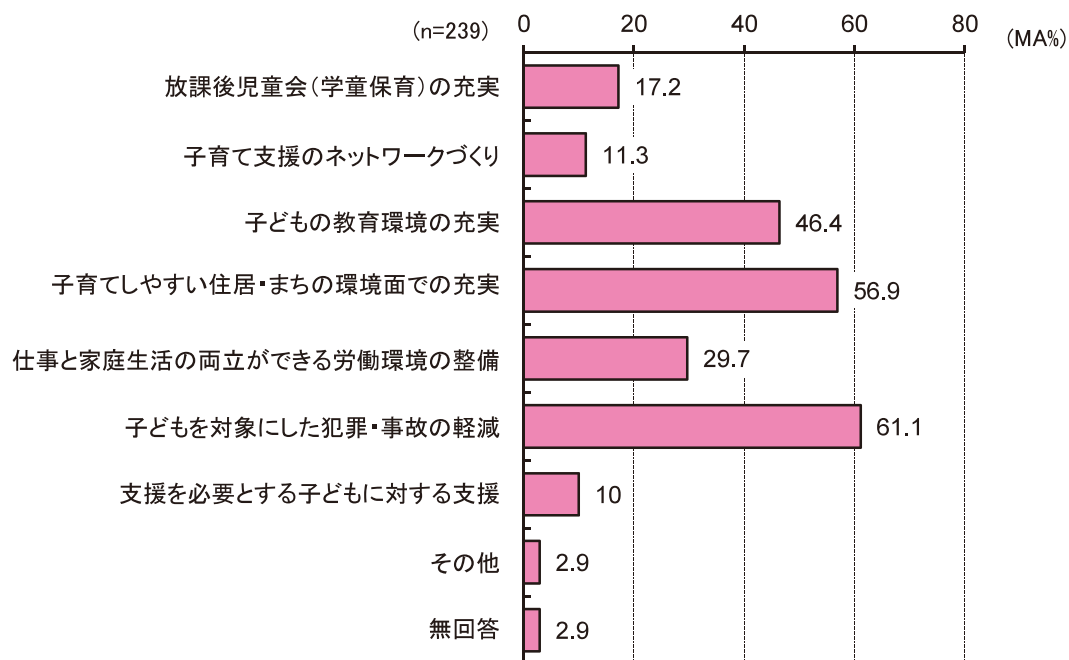
(2) 子育てのつらさを解消するために必要な支援（就学前児童調査）

就学前児童の子育てのつらさを解消するために必要な支援をみると、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が33.5%で最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」(31.5%)、「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談など)」(30.0%)の順となっています。



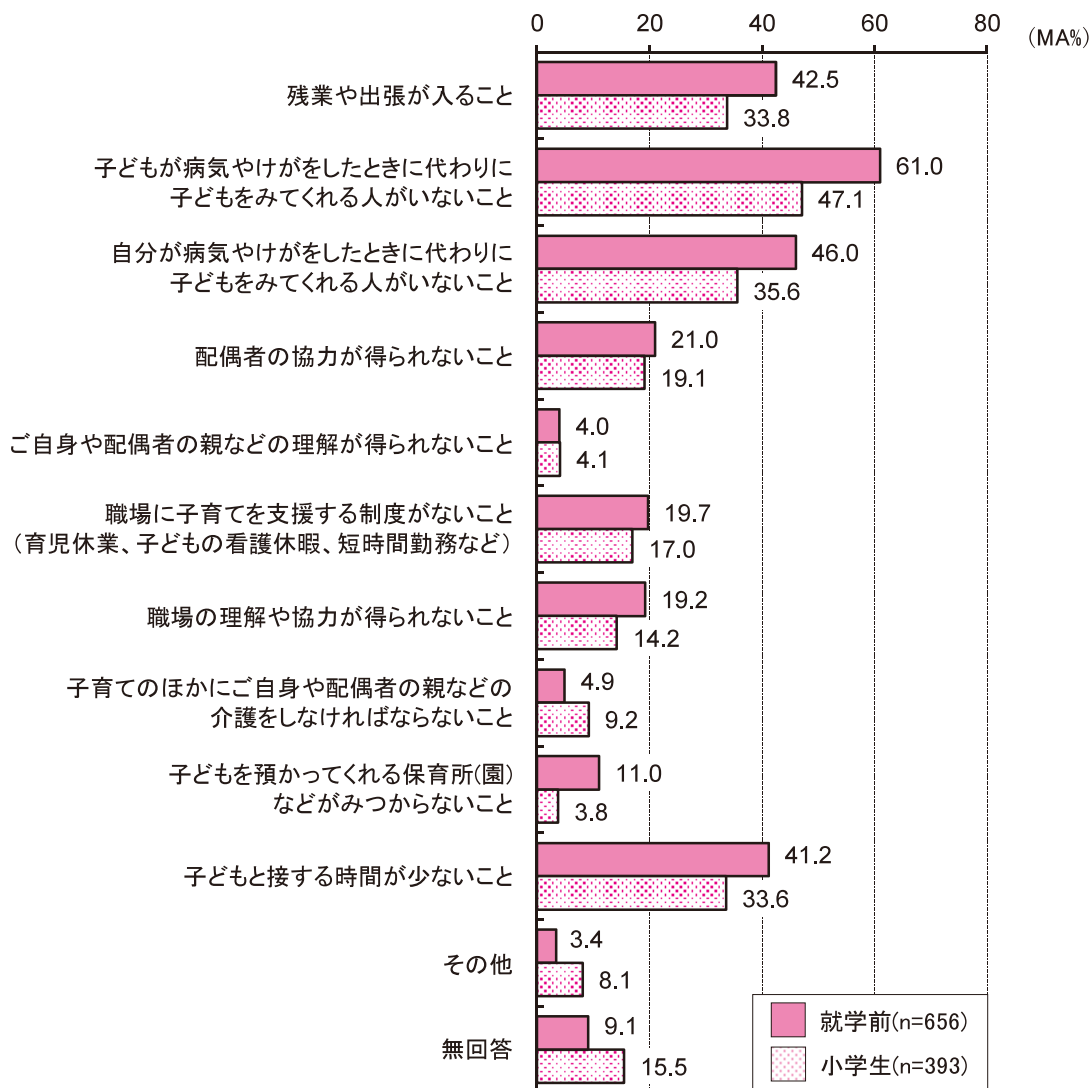
(3) 子育てに関して有効な支援・対策（小学生調査）

小学生の子育てに関して有効な支援・対策をみると、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が61.1%で最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」（56.9%）、「子どもの教育環境の充実」（46.4%）の順となっています。



(4) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと（就学前児童・小学生調査）

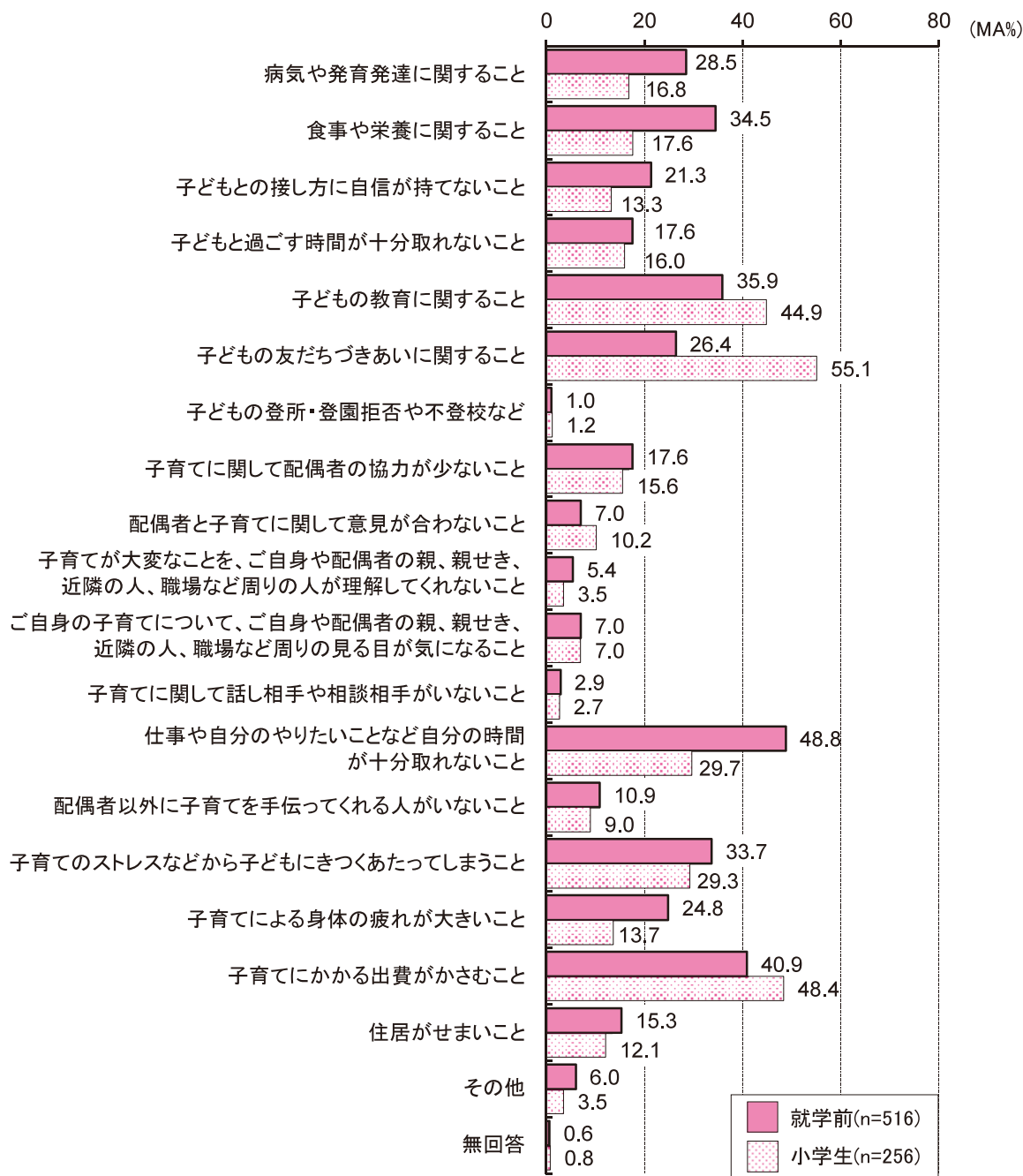
仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことをみると、「子どもが病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が就学前児童で61.0%、小学生では47.1%で最も高く、次いで「自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が就学前児童で46.0%、小学生では35.6%、「残業や出張が入ること」が就学前児童で42.5%、小学生では33.8%の順となっています。



※選択肢「子どもを預かってくれる保育所(園)などがみつからないこと」は小学生調査では「放課後児童会(学童保育)に入れないこと」となっています

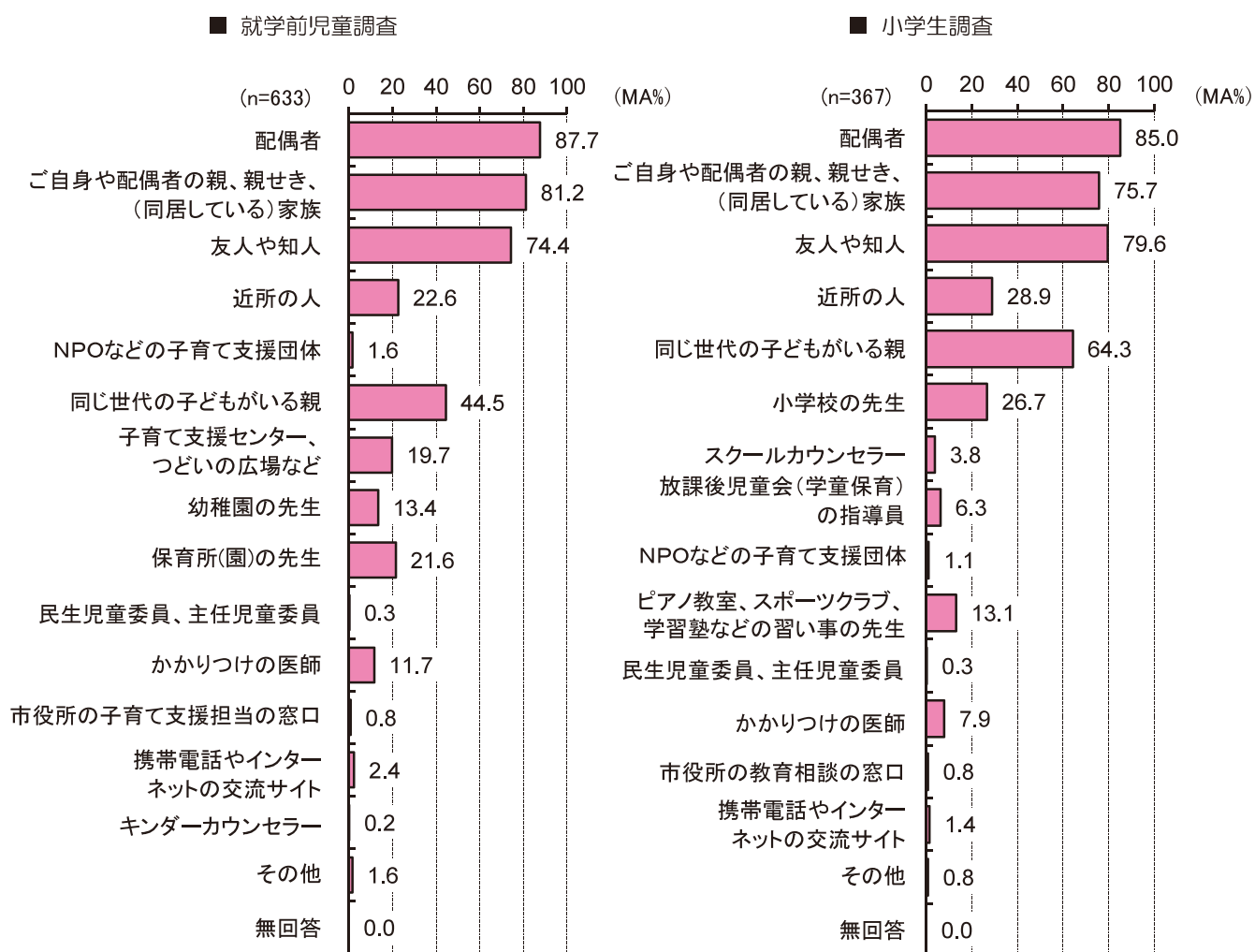
(5) 子育てに関して日頃悩んでいること（就学前児童・小学生調査）

子育てに関して日頃悩んでいることをみると、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が48.8%、小学生では「子どもの友だちづきあいに関すること」が55.1%で最も高く、次いで「子育てにかかる出費がかさむ」が就学前児童で40.9%、小学生では48.4%、「子どもの教育に関すること」が就学前児童で35.9%、小学生では44.9%の順となっています。



(6) 子育てに関する相談先（就学前児童・小学生調査）

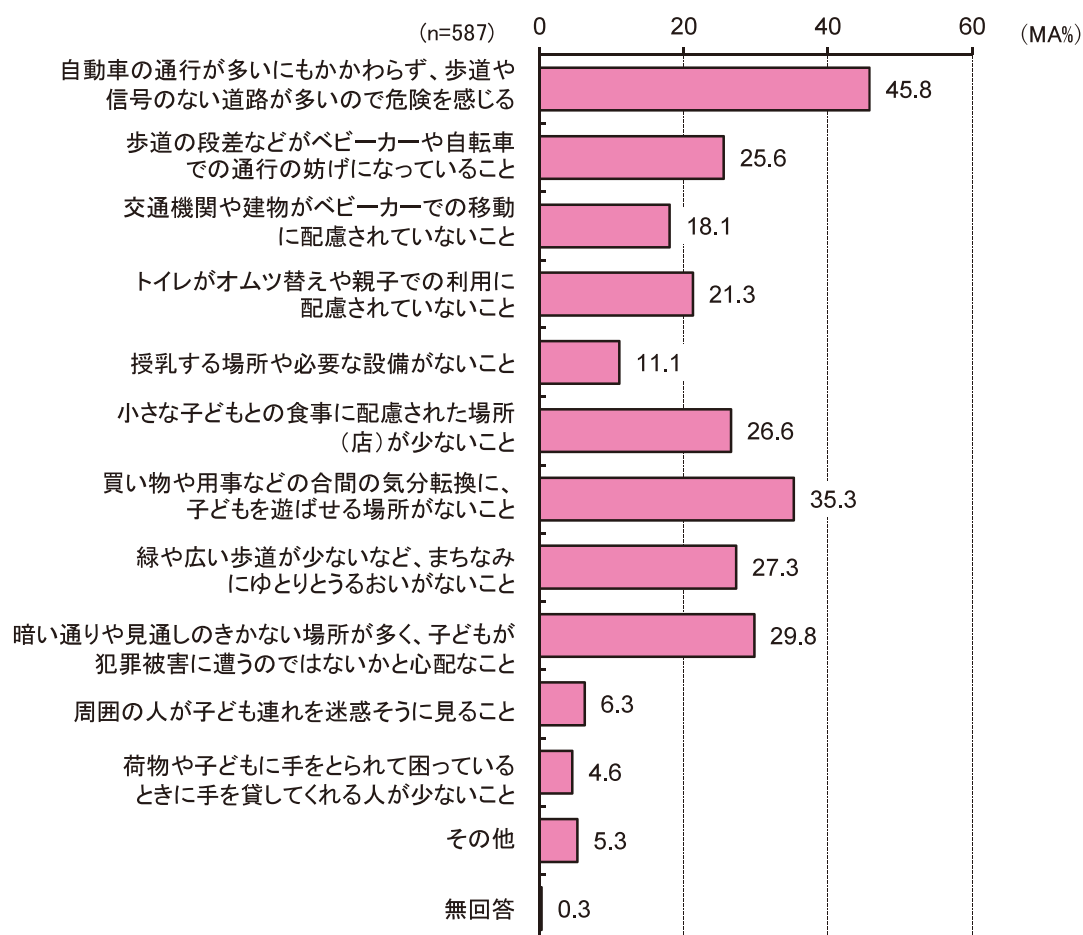
就学前児童の子育てに関する相談先をみると、「配偶者」が87.7%で最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき（同居している）家族」（81.2%）、「友人や知人」（74.4%）の順となっています。小学生の子育てに関する相談先をみると、「配偶者」が85.0%で最も高く、次いで、「友人や知人」（79.6%）、「ご自身や配偶者の親、親せき（同居している）家族」（75.7%）の順となっています。



※キンダーカウンセラー：子育て相談を行うため
私立幼稚園に配置された臨床心理士など

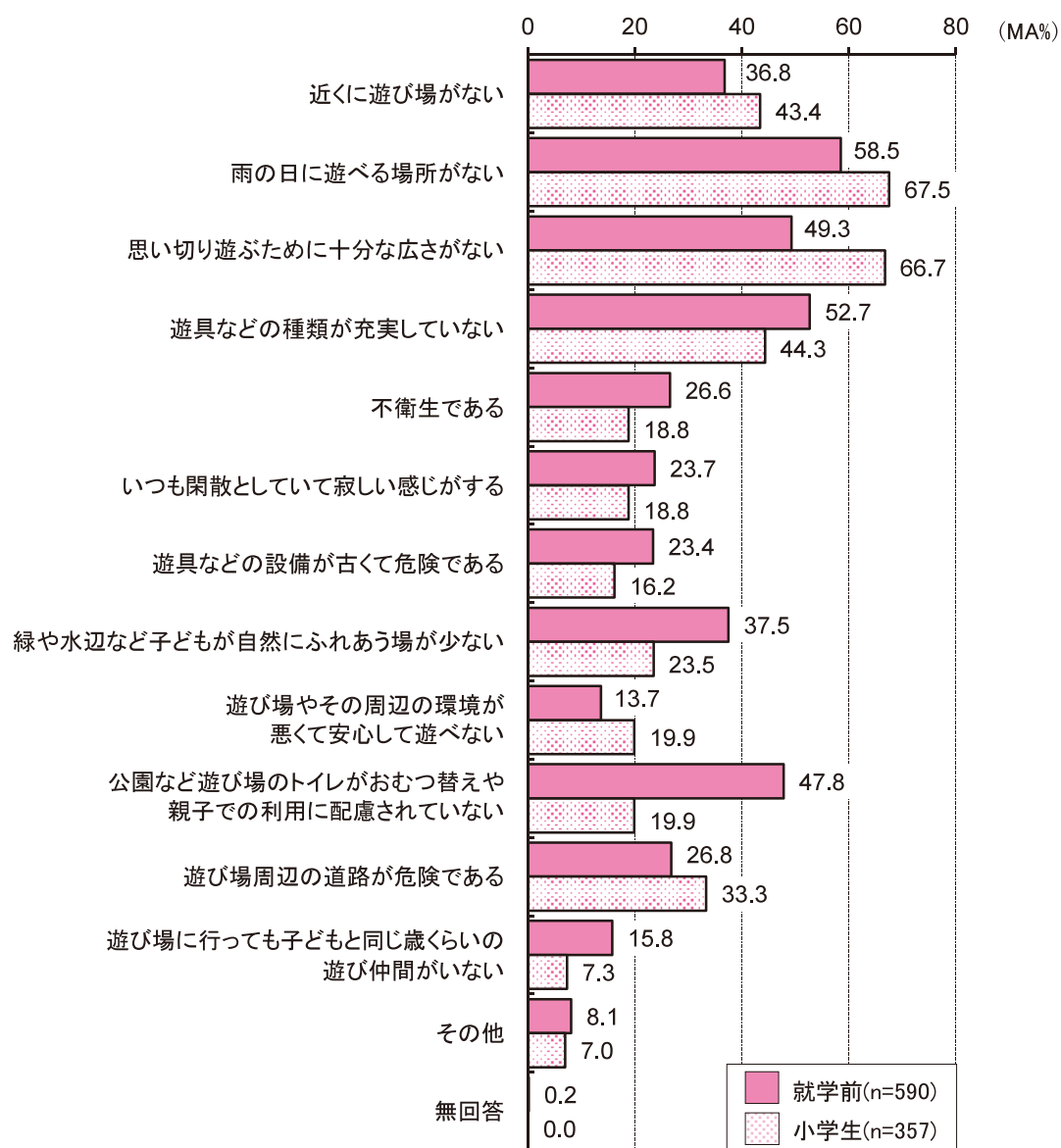
(7) 外出で困る(困った)こと(就学前児童調査)

就学前児童の外出で困る(困った)ことをみると、「自動車の通行が多いにもかかわらず、歩道や信号のない道路が多いので危険を感じる」が45.8%で最も高く、次いで「買い物や用事などの合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」(35.3%)、「暗い通りや見通しのきかない場所が多く、子どもが犯罪被害に遭うのではないかと心配なこと」(29.8%)の順となっています。



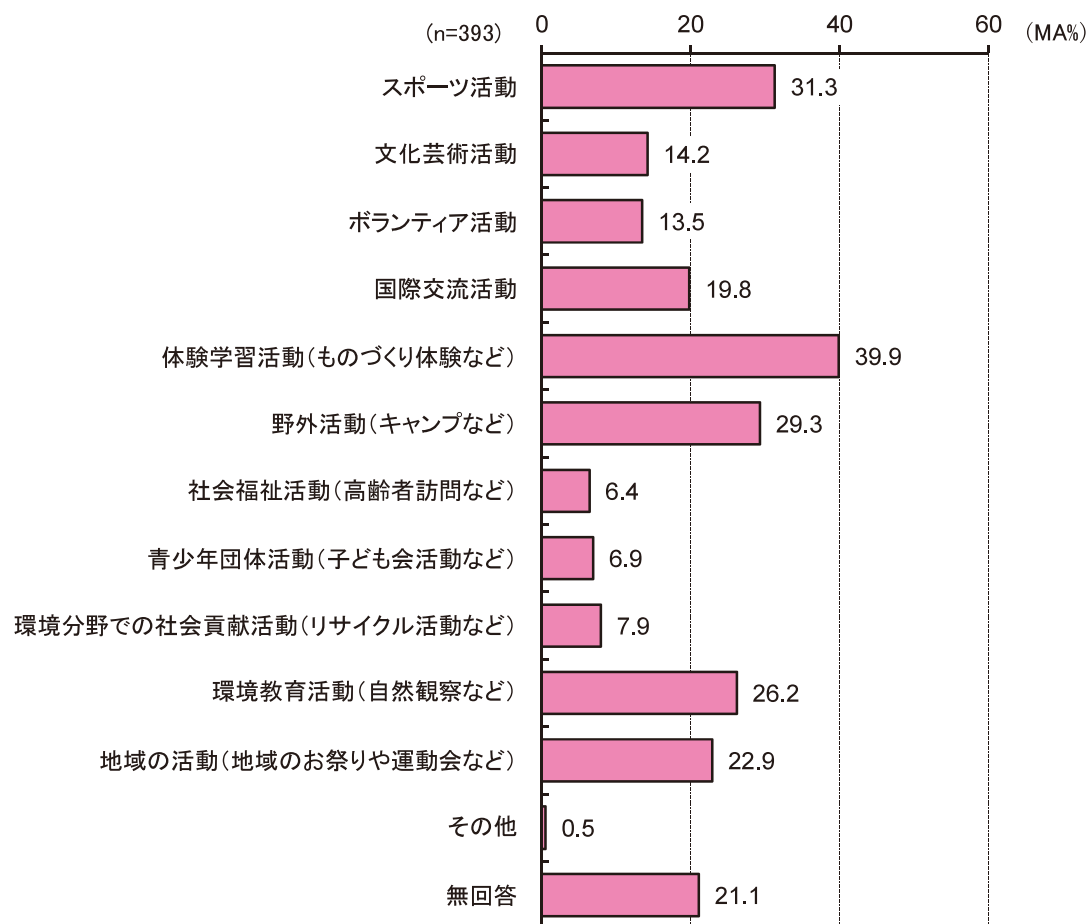
(8) 子どもの遊び場について、日頃感じていること（就学前児童・小学生調査）

子どもの遊び場について、日頃感じていることをみると、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童で58.5%、小学生では67.5%で最も高く、次いで、就学前児童は「遊具などの種類が充実していない」（52.7%）、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」（49.3%）の順、小学生では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」（66.7%）、「遊具などの種類が充実していない」（44.3%）の順となっています。



(9) 子どもに参加させたい体験・活動（小学生調査）

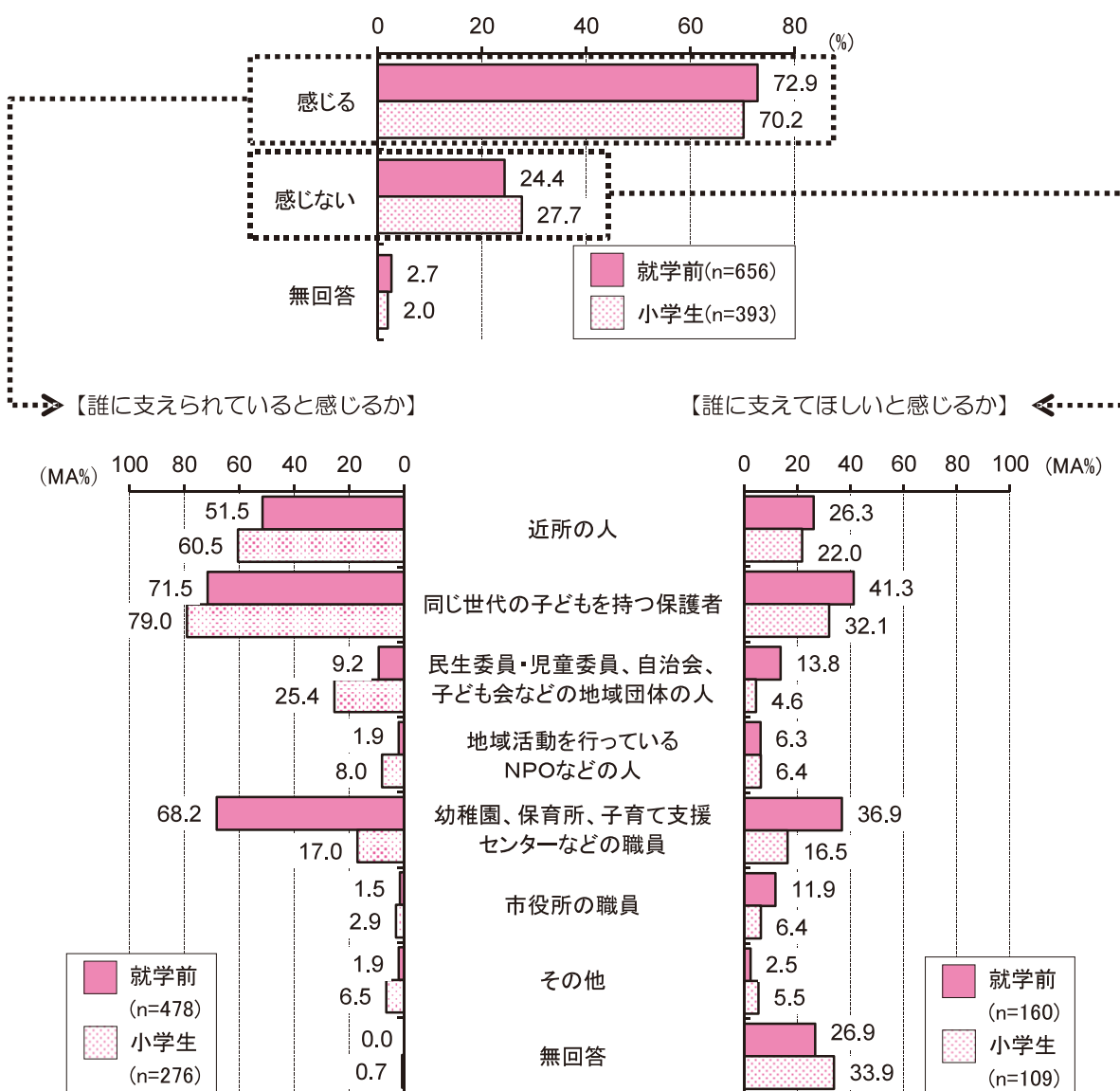
小学生の子どもに参加させたい体験・活動をみると、「体験学習活動（ものづくり体験など）」が39.9%で最も高く、次いで「スポーツ活動」（31.3%）、「野外活動（キャンプなど）」（29.3%）の順となっています。



(10) 子育てが地域の人に支えられていると感じるか（就学前児童・小学生調査）

就学前児童の子育てが地域の人に支えられていると感じるかをみると、「感じる」が72.9%、「感じない」が24.4%となっています。支えられていると感じると回答した人の誰に支えられていると感じるかをみると、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が71.5%で最も高く、次いで「幼稚園、保育所、子育て支援センターなどの職員」（68.2%）、「近所の人」（51.5%）の順となっています。支えられていないと感じると回答した人の誰に支えてほしいと感じるかをみると、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が41.3%で最も高く、次いで「幼稚園、保育所、子育て支援センターなどの職員」（36.9%）、「近所の人」（26.3%）の順となっています。

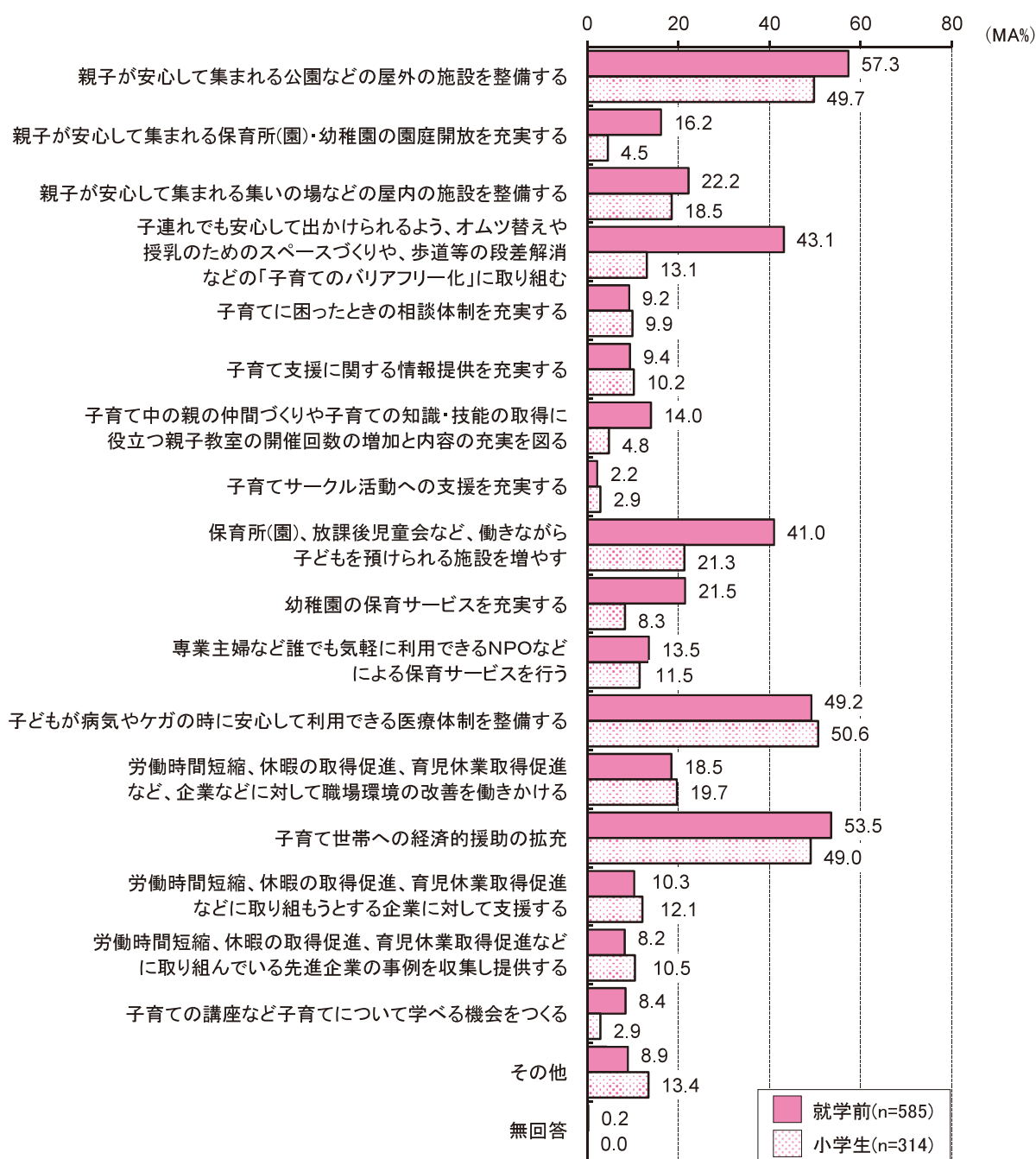
小学生の子育てが地域の人に支えられていると感じるかをみると、「感じる」が70.2%、「感じない」が27.7%となっています。支えられていると感じると回答した人の誰に支えられていると感じるかをみると、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が79.0%で最も高く、次いで「近所の人」（60.5%）、「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」（25.4%）の順となっています。支えられていないと感じると回答した人の誰に支えてほしいと感じるかをみると、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が32.1%で最も高く、次いで「近所の人」（22.0%）、「幼稚園、保育所、子育て支援センターなどの職員」（16.5%）の順となっています。



(11) 市の子育て支援策に対する要望（就学前児童・小学生調査）

就学前児童の市の子育て支援策に対する要望をみると、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が57.3%で最も高く、次いで「子育て世帯への経済的援助の拡充」（53.5%）、「子どもが病気やケガの時に安心して利用できる医療体制を整備する」（49.2%）の順となっています。

小学生の市の子育て支援策に対する要望をみると、「子どもが病気やケガの時に安心して利用できる医療体制を整備する」が50.6%で最も高く、次いで「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」（49.7%）、「子育て世代への経済的援助の拡充」（49.0%）の順となっています。



3. 子育て支援事業におけるこれまでの取り組み状況

(1) 保育所の状況

1) 認可保育所の状況

平成 25 年度現在、市内の認可保育所は公立 6 か所、私立 6 か所と合計 12 か所となっており、定員は 1,365 人となっています。

市内からの通所児童は平成 21 年度より概ね増加傾向にあり、平成 25 年度では 1,240 人となっています。また、市外への通所児童数は各年 10 人前後となっています。

4 月 1 日時点での待機児童数については平成 25 年度までは 0 人となっていたものの、平成 26 年度では 13 人となっています（25 ページ）。

■ 通所児童数

単位：人、%

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所
0 歳児	62	0	43	0	58	2	57	0	59	0
1 歳児	134	2	174	0	132	2	171	1	167	2
2 歳児	193	2	205	3	240	0	189	3	218	0
3 歳児	215	1	263	2	281	2	282	0	224	3
4 歳児	243	3	237	2	263	2	284	1	282	0
5 歳児	264	0	247	4	237	0	272	2	290	1
0～5 歳 合計	1,111	8	1,169	11	1,211	8	1,255	7	1,240	6
0～2 歳 合計	389	4	422	3	430	4	417	4	444	2
0～2 歳 割合	35.0	50.0	36.1	27.3	35.5	50.0	33.2	57.1	35.8	33.3
定員	1,365	-	1,365	-	1,365	-	1,365	-	1,365	-
定員 充足率	81.4	-	85.6	-	88.7	-	91.9	-	90.8	-

資料：子育て支援課

注）市内通所児童数には他市からの受託児数を含む
 ※定員充足率＝認可保育所入所者数÷定員数×100

■ 市内通所児童の内訳

単位：人、％

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体
0 歳児	0	62	62	0	43	43	0	58	58	0	57	57	0	59	59
1 歳児	18	116	134	31	143	174	19	113	132	29	142	171	31	136	167
2 歳児	79	114	193	94	111	205	125	115	240	82	107	189	105	113	218
3 歳児	109	106	215	120	143	263	149	132	281	150	132	282	105	119	224
4 歳児	129	114	243	118	119	237	127	136	263	154	130	284	151	131	282
5 歳児	130	134	264	131	116	247	124	113	237	133	139	272	159	131	290
0～5 歳 合計	465	646	1,111	494	675	1,169	544	667	1,211	548	707	1,255	551	689	1,240
0～2 歳 合計	97	292	389	125	297	422	144	286	430	111	306	417	136	308	444
0～2 歳 割合	20.9	45.2	35.0	25.3	44.0	36.1	26.5	42.9	35.5	20.3	43.3	33.2	24.7	44.7	35.8
定員	720	645	1,365	720	645	1,365	720	645	1,365	720	645	1,365	720	645	1,365
定員 充足率	64.6	100.2	81.4	68.6	104.7	85.6	75.6	103.4	88.7	76.1	109.6	91.9	76.5	106.8	90.8

資料：子育て支援課

注）市内通所児童数には他市からの受託児数を含む
※定員充足率＝認可保育所入所者数÷定員数×100

■ 待機児童数

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
待機児童数（4月1日現在）	0	0	0	0	0	13

資料：大阪府統計

2) 一時的保育事業及び幼児一時預かりの状況

一時的保育事業と幼児一時預かりの利用児童数は、平成 21 年度以降増減を繰り返しており、平成 25 年度では 801 人となっています。ここ 5 年間では平成 24 年度の 953 人が最多となっています。

■ 利用児童数

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一時的保育事業合計		765	620	741	862	734
内 訳	北阪保育園 (平成 7 年 4 月～)	202	265	213	323	142
	みずほ保育園 (平成 8 年 10 月～)	443	250	304	408	514
	南河学園附属国分保育園 (平成 18 年 4 月～)	120	105	224	131	78
ほっとステーション幼児一時預かり (平成 19 年 11 月～)		90	100	104	91	67
一時的保育事業+一時預かりの合計		855	720	845	953	801

資料：子育て支援課

注) () 内は事業開始時期

3) 障害児保育の状況

障害児保育の利用状況をみると、平成 21 年以降利用児童数は年々減少傾向にあり、平成 25 年では 31 人となっています。

■ 通所児童数

単位：人

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体
0 歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 歳児	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
2 歳児	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0
3 歳児	11	1	12	8	2	10	5	2	7	7	2	9	5	0	5
4 歳児	10	2	12	16	2	18	13	1	14	9	2	11	10	4	14
5 歳児	27	0	27	12	2	14	17	2	19	16	2	18	8	4	12
合計	48	3	51	36	6	42	37	5	42	34	6	40	23	8	31

資料：子育て支援課

(2) 幼稚園の状況

現在、市内の幼稚園は公立6か所、私立2か所と合計8か所となっており、定員数は1,760人となっています。定員充足率は各年60%前後で推移し、平成25年度では59.7%となっています。

■ 通園児童数

単位：人、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	市内通園	市外通園	市内通園	市外通園	市内通園	市外通園	市内通園	市外通園	市内通園	市外通園
2歳児	1	1	0	1	2	0	0	1	1	1
3歳児	112	11	142	15	122	7	146	8	132	8
4歳児	354	10	270	10	306	15	304	10	287	6
5歳児	352	16	347	10	268	12	300	15	302	8
2～5歳合計	819	38	759	36	698	34	750	34	722	23
他市からの入園	348	-	351	-	337	-	316	-	329	-
定員	1,865	-	1,760	-	1,760	-	1,760	-	1,760	-
定員充足率	62.6	-	63.1	-	58.8	-	60.6	-	59.7	-

資料：子育て支援課

※定員充足率＝幼稚園入園者数（他市からの入園含む）÷定員数×100

■ 市内通園児童数の内訳

単位：人、%

	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体	公立	民間	全体
2歳児	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1
3歳児	5	107	112	11	131	142	9	113	122	10	136	146	10	122	132
4歳児	180	174	354	137	133	270	155	151	306	160	144	304	125	162	287
5歳児	176	176	352	180	167	347	137	131	268	154	146	300	157	145	302
2～5歳合計	361	458	819	328	431	759	301	397	698	324	426	750	292	430	722
他市からの入園	-	348	348	-	351	351	-	337	337	-	316	316	-	329	329
定員	875	990	1,865	770	990	1,760	770	990	1,760	770	990	1,760	770	990	1,760
定員充足率	41.3	81.4	62.6	42.6	79.0	63.1	39.1	74.1	58.8	42.1	74.9	60.6	37.9	76.7	59.7

資料：子育て支援課

※定員充足率＝幼稚園入園者数（他市からの入園含む）÷定員数×100

(3) 放課後児童会の状況

現在、放課後児童会は 10 か所で実施しています。定員充足率は各学校において、100.0%を下回っていますが、地域差が顕著に見られ、高いところでは 90%程度、低いところでは 30%程度となっています。

■ 利用児童数

単位：人、%

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
柏原小学校	定員	90	90	90	90	90
	児童数	56	50	54	63	81
	定員充足率	62.2	55.6	60.0	70.0	90.0
柏原東小学校	定員	45	45	45	45	90
	児童数	30	35	35	45	38
	定員充足率	66.7	77.8	77.8	100.0	42.2
堅下小学校	定員	90	90	90	90	90
	児童数	62	72	63	56	81
	定員充足率	68.9	80.0	70.0	62.2	90.0
堅下北小学校	定員	90	90	90	90	90
	児童数	56	47	41	31	43
	定員充足率	62.2	52.2	45.6	34.4	47.8
堅下南小学校	定員	90	90	90	90	90
	児童数	45	47	52	48	52
	定員充足率	50.0	52.2	57.8	53.3	57.8
堅上小学校	定員	20	20	20	20	20
	児童数	11	14	9	9	6
	定員充足率	55.0	70.0	45.0	45.0	30.0
国分小学校	定員	80	80	80	80	80
	児童数	72	75	67	54	61
	定員充足率	90.0	93.8	83.8	67.5	76.3
国分東小学校	定員	45	45	45	45	45
	児童数	14	20	20	11	13
	定員充足率	31.1	44.4	44.4	24.4	28.9
玉手小学校	定員	90	90	90	90	90
	児童数	89	86	79	76	61
	定員充足率	98.9	95.6	87.8	84.4	67.8
旭ヶ丘小学校	定員	90	90	90	90	90
	児童数	65	71	56	56	59
	定員充足率	72.2	78.9	62.2	62.2	65.6
合計	定員	730	730	730	730	775
	児童数	500	517	476	449	495
	定員充足率	68.5	70.8	65.2	61.5	63.9

資料：社会教育課

第3章 次世代育成支援行動計画（後期）の評価と課題

1. 保育サービス目標事業量の進捗状況

平成22年から取り組みを進めてきた柏原市次世代育成支援行動計画（後期）では、本市の子育て支援に対するニーズを踏まえ、平成26年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）を設定していました。

次世代育成支援行動計画（後期）の目標事業量に対する達成状況は次の通りです。

事業名	事業内容	平成26年度 目標値	平成25年度 進捗状況
通常保育事業	保護者が就労や疾病等で児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わって保育を行う事業	1,365 人	1,365 人
延長保育事業 （後 30 分）	保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため開所時間を超えた保育を行う事業	11 か所 6,500 人	11 か所 3,540 人
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	児童を養育している家庭の保護者が就労のため、恒常的に帰宅が夜間にわたる場合等に、その児童を児童福祉施設等において生活指導等を行う事業	2 か所	2 か所
病児・病後児保育 事業（乳幼児健康支援一 時預かり事業）	病気や病後回復期の子どもで、保護者が就労等により家庭で保育が困難な子どもを一時的に預かり、保育を行う事業	1 か所 1,000 日	1 か所 443 日
放課後児童健全育成事 業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業	10 か所 735 人	10 か所 775 人
地域子育て支援拠点事 業（ひろば型、 センター型）	子育て家庭の支援活動を担当する職員を配置し、育児不安等への相談指導や子育てサークルへの支援、情報提供、親子教室等を実施する事業	6 か所	6 か所
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	児童を養育している家庭の保護者が疾病・看護等や育児疲れ等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等において一定期間養育・保護する事業	3 か所	3 か所
ファミリー・サポート・セ ンター事業	育児の支援を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動を行う事業	1 か所	1 か所

2. 各施策・事業の評価

柏原市次世代育成支援行動計画（後期）に掲載した述べ 63 の具体的施策・事業について、担当課にて達成度の自己評価を行いました。

（１）達成度

延べ 63 施策・事業中 41 施策・事業(65.1%)が「大変高い(101%以上)」または「高い(81-100%)」の評価となっています。基本目標別に平均点を算出すると、「3. 子育てと仕事の両立支援の推進」が 2.50 点と最も低くなっています。

基本目標	施策・事業数	達成度別 施策・事業数				平均点
		大変高い (4点)	高い (3点)	普通 (2点)	低い (1点)	
1. 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの充実	10	1	5	4	0	2.70
2. 子育て家庭への支援の充実	17	0	12	5	0	2.71
3. 子育てと仕事の両立支援の推進	12	0	7	4	1	2.50
4. 子育ての経済的負担の軽減	4	0	3	1	0	2.75
5. 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進	10	0	7	3	0	2.70
6. 豊かな感性を育てる教育の充実	10	1	5	3	1	2.60
総合計 ()内は構成比	63 (100.0)	2 (3.2%)	39 (61.9%)	20 (31.7%)	2 (3.2%)	2.65

(注) 評価の平均点の算出方法について

例) 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの充実の場合・・・4点×10 事業＝40 点満点

(4点×1 事業) + (3点×5 事業) + (2点×4 事業) + (1点×0 事業) =27/40 点満点

→評価の平均点は 27 点÷10 事業＝2.70 点

(2) 各基本目標の評価からみる現状のまとめ

■ 【基本目標1】子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの充実 ⇒ 2.70 点

(1) 子どもの人権の尊重

コミュニケーションの促進による人権の尊重、地域づくりや地域行事への参画推進、発達障害に対する理解の啓発など

(2) 子どもの虐待予防・防止への取り組みの推進

児童虐待の予防・早期発見・早期対応の推進、家庭・地域・行政の相互連携

(3) 子どもの安全の確保

被害にあった子どもの保護の推進、子どもを交通事故から守るための活動の推進、子どもの事故予防のための啓発等の推進など

子どもや子育てをめぐる問題が多様化・複雑化するなか、子どもたちの健やかな育ちのためには、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもにとって安心・安全のまちづくりを進めていく必要があります。

【基本目標1】子どもの人権の尊重における施策・事業における達成度は概ね「高い」以上の評価でしたが、(1)子どもの人権の尊重における地域づくりや地域行事への参画推進、発達障害に対する理解の啓発や、(3)子どもの安全の確保における子どもを交通事故から守るための活動や子どもの事故予防のための啓発に関しては、達成度は「普通」の評価でした。すべての子どもがひとり一人の人格を持った人間として尊重されるためにも、社会的な理解がまだ十分ではない発達障害に対する理解は大切なため、関係各課と連携を図りながら、適切な情報の周知・啓発へのさらなる取り組みが求められます。また、登下校中の児童等の列に自動車が入り込むといった痛ましい事故は後を絶ちません。保育所や幼稚園、学校、警察などと連携し、交通ルールを守ることの大切さを伝えるとともに、子どもを交通事故から守るためのさらなる活動が求められます。

■ 【基本目標2】子育て家庭への支援の充実 ⇒ 2.71 点

(1) 家庭における子育て力の向上

地域子育て支援センターの充実、保育所・幼稚園における地域の子育て機能の強化など

(2) 配慮が必要な子どもと家庭への支援

障害児療育等の充実、ひとり親家庭への支援の充実

(3) 母子保健の充実

乳幼児・妊産婦の健康診査等の充実、乳幼児・妊産婦の保健相談・指導体制の充実、思春期保健対策の充実など

(4) 男女共同参画の推進

父親の育児・家事への参加促進、家庭内暴力対策の充実、若い世代への子育て意識の醸成

社会環境の急速かつ大きな変化や人々の意識や価値観の多様化等に伴い、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。それらを背景に、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増えています。これらを解消する一つとして、保護者が子育ての相談をいつでも気軽にできること、また同世代の子どもとその親らが交流し、悩みや不安を共有できる場があることが大切です。

【基本目標2】子育て家庭への支援の充実の施策・事業において達成度は「高い」「普通」のいずれかの評価でしたが、「高い」と評価された事業においても参加者の減少などの課題がみられ、事業の周知や関係機関との連携強化を図り、支援を充実させることが大切です。また、「普通」と評価された5つの事業のうち、(3)母子保健の充実における思春期保健対策の充実、(4)男女共同参画の推進における若い世代への子育て意識の醸成の2つの事業は、若い世代への施策となります。次代の親を育成するという観点からも、若い世代への施策を充実させることが大切です。

■ 【基本目標3】子育てと仕事の両立支援の推進 ⇒ 2.50 点

(1) 多様な保育サービスの充実

認可保育所の適切な整備、延長保育の充実、一時保育の充実、低年齢児保育の推進、

病児・病後児保育（乳幼児健康一時預かり事業）の普及促進、

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の推進など

(2) 子育てにやさしい就労環境づくりの促進

子育てと仕事を両立できる就労環境づくりの促進、再就職支援の推進

子育てと仕事の両立を実現するためには、多様な保育サービスは必要不可欠です。女性の社会進出、就労形態の多様化による勤務時間の長時間化など、仕事と子育てを両立していく上でさまざまなサービスの支援が求められます。

【基本目標3】子育てと仕事の両立支援の推進の施策・事業において、達成度が「普通」以下の(1)多様な保育サービスの充実における、低年齢児保育や休日保育、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）などの施策・事業については新制度のもと、潜在的なニーズを踏まえた量（人数）を把握し、必要が見込まれる各年度の量（人数）に対し、それに応じたサービス提供体制の整備が求められます。また、子育てと仕事の両立を実現するためには、子育てと仕事を両立できる就労環境も必要です。(2)子育てにやさしい就労環境づくりの促進における、再就職支援の推進など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を実現できる就労環境づくりが求められます。

■ 【基本目標4】子育ての経済的負担の軽減 ⇒ 2.75 点

(1) 子育て家庭への経済的支援の充実

子ども手当の充実、ひとり親家庭への経済的支援の充実、保育所及び幼稚園保育料の軽減など

子を生み育てていく上での経済的な支援は、そもそも子どもを生みたいと思えるかどうかにも関わり、少子化を解消していく上でもとても重要な支援となります。

【基本目標4】子育ての経済的負担の軽減の施策・事業において、(1)子育て家庭への経済的支援の充実における、保育所及び幼稚園保育料の軽減の達成度は「普通」の評価となっていますが、その他の事業については「高い」と評価されています。子育てに必要な費用は、教育費や医療費など多岐にわたっており、引き続き評価を落とすことなくより充実させることが大切です。

■ 【基本目標5】子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進 ⇒ 2.70 点

(1) 地域における子育て力の向上

子育てボランティアの育成と活動支援、異年齢・世代間交流の促進、ファミリー・サポート・センター事業の充実など

(2) 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進

公園・緑地等の整備・充実、人にやさしい公共施設や道路の整備・充実、良好な住環境の確保など

地域における子育て支援を充実したものにするためには、子育てに関わる人材の発掘、子育てボランティアの育成など、限られた資源のなかで有効に活用することが必要です。

【基本目標5】子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進の施策・事業において、達成度が「普通」であった(1) 地域における子育て力の向上における、ファミリー・サポート・センター事業の充実については、地域における子育て支援の輪の拡大という視点からも、より一層の充実が求められます。また、家庭は、愛情としつけを通して、心の基盤が形成される場です。その家庭を築く土台の一つに住環境があり、誰もが良好な住環境のなかで、心にゆとりを持ち、安全で安心できる環境のもとで子育てを行えることが大切です。(2) 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進における良好な住環境の確保や、人にやさしい公共施設や道路の整備・充実においては達成度は「普通」という評価でしたが、これら子育て世代に良好な住環境を提供していく支援と情報の提供が大切です。

■ 【基本目標6】豊かな感性を育てる教育の充実 ⇒ 2.60 点

(1) 家庭、地域、学校をつなぐ教育の推進

幼児期における保育・教育の充実、開かれた学校教育の推進、支援教育の充実

(2) 放課後児童会事業の充実

放課後児童会の充実、指導員等の質の向上

(3) 地域の教育力の向上

学校施設の有効活用、体験学習の充実、子どもが健やかに成長できる社会環境づくりの推進、青少年の健全育成の推進

豊かな感性を育てるには、家庭や学校のみならず地域の教育力を高める必要があります。また、子どもたちの健全な育成に障害となるものは、学校や地域が連携して排除していくこととあわせ、放課後の過ごし方における施策・事業を充実させることが大切です。

【基本目標6】豊かな感性を育てる教育の充実の施策・事業において、概ねの施策・事業については、「高い」又は「普通」の評価となっていますが、(2) 放課後児童会事業の充実における放課後児童会の充実においては、達成度が「大変高い」と評価されており、小学1年生になった途端、共働きの家庭などで預けてもらえる場がなく困るといった状況が発生しないよう、今後も引き続き充実を図っていくことが求められます。また、(3) 地域の教育力の向上における、学校施設の有効活用については、放課後子ども教室やスタディー・アフター・スクール事業に取り組んでいることから、「高い」と評価されていますが、全学校区で実施できるよう、さらなる事業の推進が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち） かしわら

柏原市次世代育成支援行動計画では、親だけでなく、市民一人ひとりがともに成長し、子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち）と人をめざし、子育て支援に関する施策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

子どもは柏原市にとっての希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながります。

子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」ことが基本であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てる重要な役割を保護者が担うことが大切です。また、すべての子どものいのちと権利が尊重され、親子がともに成長し合えるよう、地域や企業、行政など、社会全体で柏原市の子育て家庭を見守り応援していくことが大切です。

「子どもの最善の利益」の実現を第一に考えるとともに、水と緑に囲まれた自然豊かな柏原市で、子どもと大人が未来に希望を抱き、子育てに喜びと幸せを感じ、いきいきと輝いて過ごしていけるよう、「子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち） かしわら」を基本理念とします。

2. 基本的な視点

本計画の基本的な視点は長期的な視点にたち、柏原市次世代育成支援行動計画における考えを継承しつつも、改めて以下の通りとします。

◆視点1 子どもの最善の利益に配慮する視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの意思と子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点から取り組みを進めます。

◆視点2 親の主体的な力を高める視点

子どもの幸せには、親が自己肯定感を持って子育てすることが大切であるという考えから、親が親として成長し、子どもに愛情を持って向き合い、子育てをしていくことができるよう、親の子育て力を高める視点から取り組みを進めます。

◆視点3 みんなで子育てを応援する視点

子どもが健やかに成長するためには、市民の力が不可欠であるという考えから、子育てを家庭のみの責任とするのではなく、すべての市民が連携・協力して、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する視点から取り組みを進めます。

◆視点4 切れ目のない支援と連携の視点

だれもが、いつでも、安心して子育てができるように、妊娠から出産、子育てという流れにおいて、切れ目なく支援を行うという視点から取り組みを進めます。

3. 基本目標

基本理念を実現するための基本目標を、以下のように掲げます。

1 幼児期の教育・保育環境の充実

幼児期は遊びや生活を通じて、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。多様化する保育サービスの需要に対応できるよう、保育サービスの充足や質の確保に努めます。また、幼稚園・保育所・認定こども園等が連携して幼児教育に取り組むとともに、小学校への円滑な接続を図ります。

2 子どもの豊かな感性を育む環境づくり

子どもの豊かな感性を育むためには、道徳教育や社会体験、自然体験、交流活動などの体験活動が重要な位置を占めています。

一人ひとりが互いに尊重し合い、いのちを大切にする心や思いやりの心を育む人権教育を充実するとともに、子どもの豊かな心を育む社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

3 子育て家庭を支える仕組みづくり

子育て期に親世代と同居しない核家族や、働きながら子どもを育てる家庭が増えるなど、家族の形態は変化してきています。また、少子化や核家族化の進行に伴い、近所とのかかわりも薄れるなか、子育て家庭の孤立化や子育てに対する不安感や負担感の増大が懸念されています。このような観点から、保育施設や子育て支援のための拠点を整備し、各種サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する情報提供に努めるなど、子育て家庭を地域社会全体で支援していきます。

4 安心・安全のまちづくり

安心して子どもを産み育てる環境づくりのためには、まち全体が子どもや子ども連れにとって安心・安全であることが不可欠です。

子どもが犯罪や事故に巻き込まれることがないように安全確保に努め、防犯対策が充実したまちづくりに取り組んでいきます。また、安全に安心して子育てができるよう、各関係機関との連携のもと、子育て環境のバリアフリー化の推進に努めます。

5 仕事と生活の調和の促進

男女の意識や価値観が変わり、仕事やライフスタイルも多様化しています。このような状況から、さまざまな雇用形態や就労環境のもとで働く男女の子育てと仕事の両立を支援するために、保育サービスを受けやすい環境づくりと保育の充実を図っていく必要があります。男女がともにやりがいや充実感を持って働きながら、仕事上の責任を果たし、家庭や地域活動等へ参画していけるよう、長時間労働を前提とした働き方、仕事中心の働き方の見直しを呼びかけるとともに、多様な働き方についての啓発を行うなど、仕事と子育てが両立できる環境の整備を図っていきます。

6 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

すべての子育て家庭が、身近な地域において安心して子どもを生み育てることができるよう、ひとり親家庭や障害児を持つ家庭など、特に配慮が必要な家庭への支援の強化が求められています。

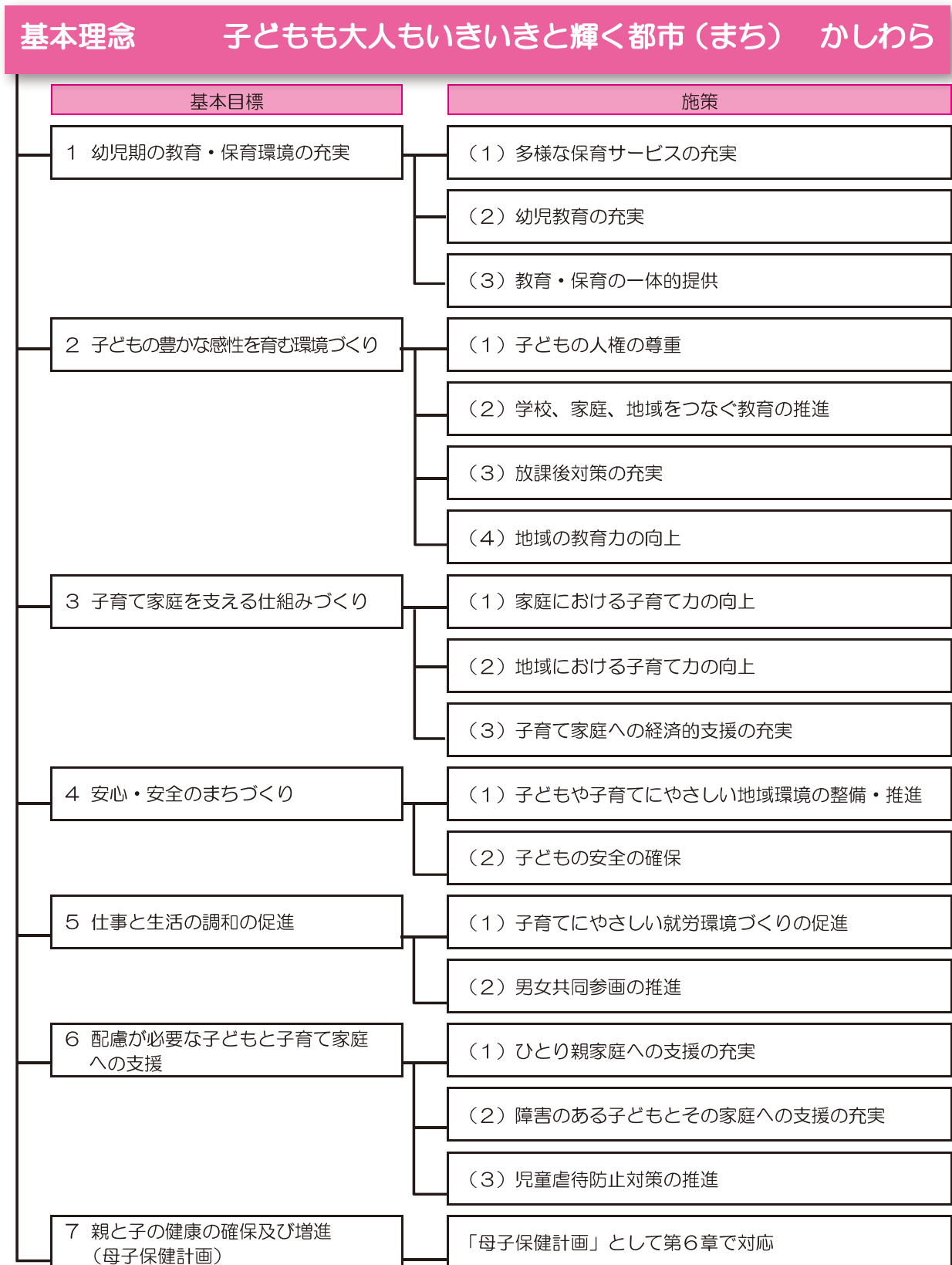
また、児童虐待の発生件数や相談件数が全国的に増加し、児童虐待がますます深刻な社会問題となっていることから、虐待リスクのある家庭を支える体制づくりが急務となっています。

すべての子どもの健やかな育ちを等しく支えるため、障害、虐待、家族の状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや子育て家庭に対するきめ細かな支援を推進していきます。

7 親と子の健康の確保及び増進（母子保健計画）

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進が必要です。子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かな母子保健サービスの提供と小児医療体制の充実を図ります。また子育ての不安や孤立感を和らげるため、各種相談事業を充実していきます。

4. 計画の体系



第5章 施策の具体的展開

1. 幼児期の教育・保育環境の充実

(1) 多様な保育サービスの充実

就労する保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育の量的拡大、多様な保育サービスの提供などに取り組み、保育環境の整備を図ります。また、保育を通して、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな心を養うことができるよう、保育内容の充実を図っていきます。

No.	取り組み	内容	担当部署
1	認可保育所の適切な整備	近年増加傾向にある保育ニーズ、特に低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、公立保育所の民営化に取り組みとともに、既存の保育所における入所枠の拡大、小規模保育所の整備等を進めます。	こども政策課 子育て支援課
2	延長保育の充実	就労形態の多様化などに対応するため、延長保育を市内すべての保育所において実施します。また、今後も保護者のニーズを捉え、延長保育時間の拡充に取り組みます。	子育て支援課
3	一時保育の充実	保護者の社会参加の高まりや就労形態の多様化等に対応できる一時保育を民間保育所や公立施設等において実施しています。今後も増大が予想されるため、通常保育の量的拡大に取り組みます。	子育て支援課
4	病児・病後児保育の普及促進（乳幼児健康一時預かり事業）	病気や病気回復期の児童等で、保護者の就労等により集団保育が困難な期間において、一時的に児童を預かり、保育を行います。また、より多くの市民の方に事業を活用してもらうため、事業の周知に努めます。	子育て支援課
5	休日保育の検討	就労形態の多様化に伴う保育ニーズの多様化・細分化に対応するため、ニーズの動向を勘案し、休日保育の実施について検討していきます。	子育て支援課
6	子育て短期支援事業の推進	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により、一時的に保護を必要とする場合において、短期間、児童養護施設等で児童の養育及び保護を行います。また、より多くの市民の方に事業を活用してもらうため、事業の周知に取り組みます。	子育て支援課
7	保育所施設等の充実	保育環境の充実のため、施設の改修や設備維持等に計画的に取り組みます。	子育て支援課
8	保育士の充実	保育ニーズの増大による保育士の量的な拡大はもとより、研修等による保育士の質の向上にも取り組みます。	子育て支援課

No.	取り組み	内容	担当部署
9	多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規の事業者が円滑に、新制度における保育所、小規模保育事業等での保育等、事業を実施できるよう必要な支援を行います。	こども政策課

(2) 幼児教育の充実

幼児教育を希望するすべての子どもが発達段階に応じた教育が受けることができるよう、幼児教育の質の向上に取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
10	幼児教育の充実	幼稚園や保育所等において、幼児期からの心を育む保育や教育を推進するとともに、小学校生活に円滑に移行できるよう、保幼小中一貫教育による質の高い保育・教育を受けることができるよう取り組みます。そのため、各部局が連携し、継続した支援が可能となるシステムづくりに努めます。また、支援の必要な子どもの早期発見、継続した支援が提供できるよう、「個別の教育支援計画」を市内全域で作成・活用することを通して連携を深めていきます。	指導課 子育て支援課
11	園生活と家庭生活の連続性	幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、園と家庭との連携を図りながら、幼児教育の充実に努めます。	指導課 子育て支援課
12	幼稚園施設等の充実	教育環境の充実のため、施設の改修や設備維持等に計画的に取り組みます。	子育て支援課
13	幼稚園教諭等の充実	研修等により幼稚園教諭の質の向上に取り組みます。また、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。	指導課 学務課 子育て支援課

(3) 教育・保育の一体的提供

保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもたちが質の高い幼児期の教育・保育を受けることができる環境づくりのため、認定こども園の普及を推進するとともに、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続に向けた取り組みを進めます。

No.	取り組み	内容	担当部署
14	認定こども園の普及	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。	こども政策課 指導課
15	幼稚園教諭・保育士の合同研修の実施	認定こども園の普及に向けて、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修、人事交流等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。	子育て支援課 指導課
16	保幼小の円滑な接続	就学前の教育・保育施設と小学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行い、教育内容や教育環境等の充実や改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	子育て支援課 指導課

2. 子どもの豊かな感性を育む環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重

すべての子どもが、人権を持ったひとりの人間として尊重されるよう、子どもの権利に対する理解促進に向けた取り組みを進めるとともに、人権を侵害された子どもに対するケア体制の構築を図ります。

No.	取り組み	内容	担当部署
17	子どもの人権啓発の推進	子どもの人権について、広報やフォーラム等による啓発活動を推進していきます。また、学校等と連携した人権教育や、いじめは人権侵害である旨の啓発をより充実していきます。さらに、重大事案に対しては、教育委員会での調査に対して再調査を行う再調査委員会を設置します。	人権推進課 指導課
18	コミュニケーションの促進による人権の尊重	子育てに関するテーマについて、学習の機会の提供を行います。孤立する家庭がないように、参加者同士のコミュニケーションを図っていきます。また、「つながりの広場」では「学び合い」に重点を置き、親子のつながりを持てる学習などを取り入れます。	人権推進課 子育て支援課
19	発達障害に対する理解の啓発	学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害（PDD）等の発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、健診時にさまざまな媒体を通じて適切な情報提供を継続し、周知・啓発に努めます。	子育て支援課 健康福祉課
20	いじめ等の被害にあった子どもの保護の推進	いじめ等の被害にあった子どもを保護するとともに、臨床心理士等による心のケア等の取り組みを推進します。また、思春期の子どもに関する相談窓口の周知啓発に努めます。	指導課 子育て支援課

(2) 学校、家庭、地域をつなぐ教育の推進

学校、家庭、地域が連携・協力して地域ぐるみで子どもの教育を進めていくことができるよう、地域に信頼される学校づくりに取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
21	開かれた学校教育の推進	学校教育をめぐるさまざまな課題を解決するため、学校と保護者相互の信頼関係の形成を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを推進します。	指導課

No.	取り組み	内容	担当部署
22	支援教育の充実	平成 25 年に制定された「障害者差別解消法」に基づき、障害のある子どもが地域で、ともに学び、ともに伸びる教育の充実を図るとともに、より豊かな学校生活を送り、可能性を伸ばせるよう施設整備等の条件整備や、障害に対する正しい理解の啓発に努めます。柏原市においては、「ともに学び、ともに育つ」ノーマライゼーションの理念に基づき、柏原市特別支援教育総合推進事業実施計画を策定し、専門家・関係諸機関と連携を図りながら、支援教育体制の充実をめざします。また、インクルーシブ教育の理念のもと、合理的配慮が提供されるよう「個別の教育支援計画」の活用を充実します。	指導課

(3) 放課後対策の充実

小学生の放課後の安心で安全な活動場所を確保するため、放課後児童会や放課後子ども教室の整備を進め、総合的な放課後対策に取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
23	放課後児童会の充実	放課後児童会は市内全小学校で開設しています。本市条例で定める運営基準に早期に適合できるよう、施設の整備、余裕教室の活用、支援員の確保等に努めます。今後は、放課後児童支援員等の確保に取り組むとともに、施設の老朽化に伴う修繕箇所が増加傾向にあるため、必要に応じて修繕に努め、安全面に配慮します。	社会教育課
24	支援員等の質の向上	放課後児童会が健全育成施策のひとつとして果たす役割は大きいため、支援員研修を充実させ、質の向上を図ります。今後は、アレルギー児への対応、支援の必要な児童への配慮等、多様化する問題に対し知識を幅広く練成するため、外部の専門的な講師を招へいする等の取り組みを行います。	社会教育課
25	放課後子ども教室の充実	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童会と放課後子ども教室の連携を推進します。	社会教育課

（４）地域の教育力の向上

子どもたちが住み慣れた地域のなかで、人間として成長していく力を身につけることができるよう、自然環境や学校施設等を有効に活用し、自然や社会、文化体験ができる環境づくりに取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
26	スタディー・アフター・スクール事業	勉強をする習慣を身に付けるためのスタディー・アフター・スクール事業を推進します。学校区により実施状況にバラつきがあるため、実施回数の少ない校区や未実施の校区に対して働きかけを行います。	指導課
27	体験学習の充実	参加者が減少傾向にあるため、多くの児童・生徒が参加できるよう、広報の方法や実施時期・内容等について随時検討し、工夫していきます。	社会教育課
28	児童館の整備の検討	子どもの成長の過程で重要な役割を担う「遊び」を通じて、異年齢集団や子育て家庭の親同士の交流も果たすことができる児童館の整備を検討します。	子育て支援課
29	子どもが健やかに成長できる社会環境づくりの推進	子どもに悪影響を与える有害図書や情報について対策を図るとともに、学校等を通じて情報モラルの教育に努めます。また、新たにコンビニ等の図書販売店ができた際には、必要な点検を行うなど注意して見守っていきます。さらに、SNS等、携帯電話によるトラブルの増加にも対応していきます。	指導課
30	青少年の健全育成の推進	青少年の健全育成活動を促進するため、青少年のグループ活動の育成や青少年に対する各種相談、青少年の非行防止など、関係機関や関係団体等との連携をさらに深め、取り組みを推進します。	社会教育課

3. 子育て家庭を支える仕組みづくり

(1) 家庭における子育て力の向上

子どもの基本的生活習慣や自立心や自制心、社会的なマナーを身につけることができるよう、家庭の教育力向上に向けた取り組みを進めます。

No.	取り組み	内容	担当部署
31	地域子育て支援拠点事業の充実	市内3か所に設置している地域子育て支援センターにおいて、子育て世帯に対して育児相談、サークル支援、各種情報提供を行います。また、親子教室等の学習提供事業については、よりニーズに即したものに改善していきます。	子育て支援課
32	保育所、幼稚園等における地域の子育て機能の強化	保育所の専門性を生かし、地域における子育て家庭の養育ニーズを受け止め、地域に密着した子育て支援を実施していきます。また、市内6幼稚園において、2～3歳児とその保護者を対象として実施している家庭教育講座「親と子のための教室」に、より多くの親子に参加してもらえよう、さらなる事業の周知を図ります。	子育て支援課 社会教育課
33	養育支援訪問事業（ママプラス）	市内の3歳までの子どもがいる家庭に、保育士が直接訪問し、子育てのアドバイスや情報提供を行い、相談にも応じることで、子育て世帯の支援を行います。	子育て支援課
34	産褥期ヘルパー派遣事業	核家族等で育児や家事等の援助を受けることができない産褥婦に対して、ヘルパーを派遣し支援を行います。	子育て支援課
35	ブックスタートの推進	ブックスタートを推進することで、豊かな親と子のコミュニケーションの形成や子どもの読書習慣の育成に努めます。	図書館
36	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業のなかから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や子育て支援センター等の身近な場所で相談を受け付けるなど、利用者支援を図ります。	子育て支援課
37	相談支援体制の充実	地域子育て支援センター、保育所等の子育て等に関する各相談窓口間の連携を強化します。また、子育て中の親子が身近な地域で気軽に相談できるよう、情報提供を図ります。	子育て支援課

No.	取り組み	内容	担当部署
38	情報提供の充実	市窓口や、市のホームページ等、さまざまな情報媒体を通じて情報提供の充実に努めます。また、子育て中の親に対し、子育て情報誌を作成し、出生届け時や健診時に提供します。	子育て支援課 健康福祉課

(2) 地域における子育て力の向上

子どもたちが住み慣れた地域のなかで、人間として成長していく力を身につけることができるよう、自然環境や学校施設等を有効に活用し、連携・協力を図りながら、地域における子育て支援の輪を拡大していく取り組みを進めます。

No.	取り組み	内容	担当部署
39	子育てボランティアの育成と活動支援	柏原市ボランティアセンターとの連携や、子育てボランティアの育成に努め、地域の子育て力の充実に努めます。	子育て支援課
40	異年齢・世代間交流の促進	幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点でのイベント、または社会教育関連事業を通じて、異年齢間交流や地域の高齢者など、さまざまな人との交流を推進します。	子育て支援課 社会教育課
41	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の充実	急な残業や子どもの病気の時などの保育需要に対応するために、地域における育児の相互援助活動をコーディネートします。また、広報活動による援助会員の募集や、援助会員への定期的な研修に取り組みます。	子育て支援課
42	子育てサークルの育成支援	子育て支援センターが中心となって、親が子育ての悩みを共有したり、親子が相互に交流することができる子育てサークルの育成や情報提供に取り組みます。	子育て支援課
43	地域との連携の推進	地域で活動している民生・児童委員等と連携し、子育て家庭への支援の充実に努めます。また、「子育てサロン」への協力などを通じて地域に密着した支援体制を図ります。	子育て支援課
44	子育て応援イベントの実施	「子育ては社会みんなでしていくもの」をテーマに、地域の子育てに関わる方や団体と協働して、親子参加型のブースやコンサートなどを行う、子育て応援イベントを開催します。	子育て支援課

(3) 子育て家庭への経済的支援の充実

保護者が経済的負担から子育てに困難を感じないように、また、家庭の経済的な理由により適切な保育・教育が受けられない子どもが発生することのないよう、各種手当の支給と子育てにかかる費用の助成を行います。

No.	取り組み	内容	担当部署
45	児童手当支給業務	子どもを養育する家庭の生活の安定と次代を担う子どもの健全育成を図るため、中学校卒業までの子どもに、児童手当を支給します。	子育て支援課
46	保育所、幼稚園等利用者負担の国基準からの軽減	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに応能割となる幼稚園の利用者負担については、一定の経過措置を設けます。なお、保育所、幼稚園等の利用者負担については、国基準額からの軽減を継続して実施します。	子育て支援課
47	こども医療費助成事業	こどもの医療費について、所得制限なしに、入院は中学生まで、通院は小学生までを対象に、保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成します。また、年齢拡充についても検討していきます。	子育て支援課
48	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援新制度における支給認定を受けた子どもが、特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては運営費が給付されない日用品や行事参加費等の実費負担分について、保護者へ費用助成を行うことを検討します。	子育て支援課

4. 安心・安全のまちづくり

(1) 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進

子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくりのため、子育てバリアフリーの視点から公共施設等の整備に取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
49	公園等の整備・充実	子どもが、公園等の施設を安全で快適に利用できるよう、遊具の点検や老朽化した遊具の更新等、公園の環境の充実に努めます。	公園緑地課
50	人にやさしい公共施設や道路の整備・充実	子どもとともに外出を楽しめるよう、公共施設などへのベビールームの設置や授乳、オムツ交換スペースの確保に努めます。また、歩行者の安全を確保するため、道路のパトロールを強化し必要に応じ整備・補修を行うとともに、誰もが移動しやすいようバリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化を進めます。	子育て支援課 健康福祉課 道路水路整備課

(2) 子どもの安全の確保

子どもが地域で安全に暮らせるよう、警察や学校、地域と連携・協力し、交通安全対策や防犯対策に取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
51	子どもを犯罪等から守るための活動の充実	「子ども 110 番の家」等の青少年健全育成活動支援事業、「防犯灯の設置」等の防犯対策事業を推進します。また、事業の推進を図るために協力者の拡大に努めます。	社会教育課 地域連携支援課
52	子どもを交通事故から守るための活動の推進	園児・児童に対する交通安全教育を充実するとともに、運転者等に対する交通ルール、交通マナーの向上について、警察等と連携した啓発事業を推進します。	子育て支援課 学務課 道路水路管理課
53	子どもの事故予防のための啓発等の推進	子どもの発達段階に応じた事故予防の方法について、乳幼児健康診査等の機会を利用し、事故防止に向けた情報提供や学習機会の提供などの取り組みを推進します。	健康福祉課
54	通学路等の安全確保	子どもを交通事故から守るため、スクールゾーン等の整備や、保育所、幼稚園、学校等周辺地域の交通環境の改善を図ります。また、校区点検と関係各課との調整、整備に取り組みます。	学務課 道路水路整備課

5. 仕事と生活の調和の促進

(1) 子育てにやさしい就労環境づくりの促進

子どもを持ちながら働きたい人が仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくりに取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
55	子育てと仕事を両立できる就労環境づくりの促進	子育てと仕事の両立へ向け、育児休業制度・介護休業制度の普及啓発を通じて取得促進を図ります。また、企業に対し、子育てにやさしい就労環境づくりにむけての啓発に努めます。	産業振興課
56	再就職支援の推進	出産を機に離職した人や育児休業取得後の職場復帰をめざす人が、再び働くことができるよう関係機関と連携を図り再就職の支援に努めます。	産業振興課

(2) 男女共同参画の推進

育児や家事の負担が母親に偏らないよう、男女共同参画意識を広く浸透させるとともに、男性の家庭参加促進に取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
57	父親の育児・家事への参加促進	男女が家事や育児、子育てなどを協力して担い、ともに家庭や地域のなかで喜びや夢を持つことができる社会を実現するため、男女共同参画に対する理解を深めるための両親教室や父親向けの研修を開催します。また、父子手帳の交付等を実施することで、育児や家事に対する男性の意識向上を図ります。	人権推進課 健康福祉課
58	家庭内暴力対策の充実	夫婦間暴力は、相手だけでなく子どもの人権を大きく侵害します。夫婦間の暴力の防止に向け、関係機関と連携し、夫婦間の暴力を許さない環境づくりや、相談窓口の周知・充実に努めます。	子育て支援課 人権推進課
59	若い世代への子育て意識の醸成	中学生が保育所等での乳幼児とのふれあいの体験等を通して、家庭の大切さや子どもを産み育てる喜びを知り、次代の親としての自覚と責任に対し理解を深める取り組みを行います。	指導課

6. 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、保育サービスの提供等の子育て支援のほか、経済的支援、生活支援、就業支援など、専門家による総合的な支援に取り組みます。

No.	取り組み	内容	担当部署
60	母子・父子自立支援員による相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。	子育て支援課
61	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員を設置し、児童扶養手当受給者に対し、公共職業安定所と連携して、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施します。	子育て支援課
62	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	【自立支援教育訓練給付金事業】 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図るため、給付金を支給します。 【高等職業訓練促進給付金等事業】 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業に結びつきやすい資格の取得を容易にし、生活の負担を軽減するため、給付金を支給します。	子育て支援課
63	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	大阪府が行う母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金、修学支度資金、生活資金等）の貸付について、受付、相談を行い、ひとり親家庭と寡婦の経済的な自立を支援します。	子育て支援課
64	児童扶養手当支給事業	離婚や父又は母の死亡などで、ひとり親となった児童を養育している母子家庭、父子家庭へ、その生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
65	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の児童とその児童を養育する父又は母の保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成します。	子育て支援課
66	母子生活支援施設入所事業	さまざまな事情で、児童の養育が十分にできない母子を母子生活支援施設へ入所させ、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
67	ひとり親家庭生活・就労支援セミナー実施	ひとり親家庭を対象に、生活や就労に役立つセミナーを開催します。	子育て支援課
68	保育所への優先入所	ひとり親家庭の児童の保育所入所に対し、優先的な配慮を行います。	子育て支援課

No.	取り組み	内容	担当部署
69	放課後児童会への優先入会	ひとり親家庭の児童の放課後児童会入会に対し、優先的な配慮を行います。	社会教育課

（２）障害のある子どもとその家庭への支援の充実

障害のある子どもが、地域社会のなかで豊かな生活を送ることができるよう、自立や社会参加に向けた取り組みを進めます。

No.	取り組み	内容	担当部署
70	障害児保育の充実	一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、専門指導員の巡回指導や加配保育士の適切な配置、保育士の専門性の向上に努めます。	子育て支援課
71	障害児療育等の充実	健康診断等により発達の遅れがみられる幼児に対して療育指導や発達相談を行います。また、医療や教育等の関連機関との連携により、早期療育に結び付けます。さらに、発達障害の早期発見に努め、適切な支援が受けられる体制づくりを進めます。	子育て支援課 健康福祉課
72	幼児療育教室の実施	発達の遅れがみられる幼児とその保護者を対象に、幼児療育教室を実施します。療育活動を通じて、幼児の基本的生活習慣の確立と集団生活への適応のための支援を行うとともに、保護者の幼児へのかかわりを支援します。	子育て支援課
73	特別支援教育の充実	教育委員会と福祉・医療等の関係機関との、より一層の連携・協力を進め、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した教育支援を行います。また、学校における子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるために、教育委員会内の体制を充実します。	指導課 子育て支援課 障害福祉課
74	保育所等訪問支援事業	子ども発達センター（児童発達支援センター）の職員が、保育所や幼稚園を訪問し、当該施設の職員とともに発達の遅れがみられる幼児への支援を行います。	障害福祉課
75	療育指導、発達相談	障害児の親、または障害がある親からの子育てや在宅生活について、関係機関と連携しながら情報提供を行うとともに、障害児（者）施策に基づき相談及びサービスの提供を行います。	障害福祉課
76	障害児通所給付	発達の遅れがみられる幼児一人ひとりに、障害児通所支援サービスを通して発達を支援します。	障害福祉課
77	障害児（者）の支援事業	障害児（者）の福祉の増進を図るため、継続して、補装具費の支給、日常生活用具の給付、重度身体障害児（者）住宅整備事業を実施していきます。	障害福祉課

No.	取り組み	内容	担当部署
78	介護給付事業	在宅の障害児（者）の自立と社会参加を目的として、家庭にホームヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護サービスを提供します。	障害福祉課
79	放課後児童会における障害児保育の充実	一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、加配支援員の適切な配置、研修による支援員の専門性の向上に努めます。	社会教育課
80	医療費の助成	障害の程度を軽減したり、克服改善するために医療が必要である場合において、指定医療機関で受ける医療に対して医療費を補助します。	障害福祉課
81	特別児童扶養手当支給業務	一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母等に対して、特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
82	障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障害児（者）に対して手当を支給しています。	障害福祉課

（３）児童虐待防止対策の推進

増加傾向にある児童虐待に適切に対応するために、柏原市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携の強化を図り、虐待の予防からアフターケアまで一貫した取り組みを進めます。

No.	取り組み	内容	担当部署
83	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	要保護児童対策地域協議会を設置し、保健、医療、福祉、教育など、児童に関係する機関が連携しながら、児童への虐待に対して、適切かつ早期の対応を図ります。また、構成機関に対しては、専門性強化と連携強化に努めます。	子育て支援課 指導課 健康福祉課等
84	家庭児童相談	子どもや子育てに関するさまざまな相談を受けるとともに、必要に応じて、関係機関と連携を図りながら支援を行います。	子育て支援課
85	中学校区虐待防止連絡会の実施	各中学校区内の小中学校、幼稚園、保育所等の関係機関で、学期ごとに情報交換を行い、児童虐待の防止、早期発見に努めます。	指導課 子育て支援課
86	児童虐待防止の啓発	児童虐待防止に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、広報誌への掲載、講演会の開催などを通じて、広く市民一般へ啓発を行います。特に、児童虐待の通告に関する啓発を強化し、虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課

No.	取り組み	内容	担当部署
87	児童虐待防止に向けた地域との連携	主任児童委員など地域の方々と連携することで、身近な見守りを行い、地域全体で子どもを守る支援体制の充実を図ります。	子育て支援課

第6章 親と子の健康の確保及び増進（母子保健計画）

1. 母子保健計画策定の趣旨

子どもたちが健やかに育ち、親が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりには、親と子の心身の健康は不可欠な要素です。

我が国においては、昭和 40 年に制定された母子保健法に基づき、国民一体となって母子保健対策が推進され、乳幼児死亡率等が世界最低になるなど、母子保健の水準は著しく進歩しています。

しかしながら、全国的に少子・高齢化が進むなか、核家族化、地域におけるつながりの希薄化、価値観や生活様式の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、育児の負担感や不安感を抱える家庭の増加、育児の孤立化、児童虐待などが大きな問題となっています。

このような状況のなかにおいて、母子保健事業は、疾病対策にとどまらず、育児不安の軽減や親子のこころと体の健康づくりなど、多岐にわたる課題に対応することが求められています。

柏原市では平成 8 年に「母子保健計画」、平成 15 年に「第二次母子保健計画」、平成 22 年に「第三次母子保健計画」を策定し、母子保健に関わるさまざまな取り組みを推進してきました。

「第三次母子保健計画」は平成 26 年度で終了年度を迎えること、今回新たに策定する「柏原市こども未来プラン」と対象が重複することから、本計画の一部として、母子保健計画を策定し、親子の健やかな健康づくりの支援とともに、妊娠や出産に対する不安の軽減、ゆとりのある子育て環境の整備への取り組みを進めていきます。

2. 母子保健に関する市の状況

(1) 出生の状況

出生の状況は、ここ4年前に比べ未熟児は増えていますが死産数は低下しています。

■新生児（生後4週未満）死亡

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
新生児死亡数（人）	1	0	1	2

資料：大阪府人口動態統計

■未熟児

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1,000g 未満	3	2	2	1
1,000～1,499g	2	12	5	0
1,500～1,999g	0	9	10	7
2,000～2,499g	34	47	59	58
合計	39	70	76	66

資料：大阪府人口動態統計

■死産数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
自然死産数（人）	9	7	6	3
人工死産数（人）	8	6	5	3
合計	17	13	11	6

資料：大阪府人口動態統計

■乳児死亡数（生後1年未満の死亡）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
乳児死亡数（人）	1	2	1	2

資料：大阪府人口動態統計

（２）妊娠届（母子健康手帳の交付）の状況

保健センター、市役所本庁、国分出張所において妊娠の届出をされた方に対して母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健康診査の受診券、マタニティマークを交付しています。保健センターでは保健師による妊娠・出産に関する相談や母子保健サービスの案内をしています。

■妊娠届・母子健康手帳の交付

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
11 週以内	535	586	534	528	531
12～19 週	31	58	33	39	20
20～27 週	6	2	5	3	3
28 週～	3	0	3	1	2
産後	2	3	0	0	1
不評	2	3	4	6	6
合計	579	652	579	577	563

資料：健康福祉課

（３）訪問指導の状況

生後２か月から３か月頃の乳児を対象に保健師等が全戸訪問指導を行っています。

■乳児家庭全戸訪問（乳児早期訪問）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者（人）	609	537	553
訪問数（人）	546	486	505
把握数（人）	46	44	33
未把握数（人）	17	7	15

資料：健康福祉課

※把握数は、里帰り中・入院中・保健センター来所・転出の人数。

※未把握数は、４か月児健診までに連絡つかず及び訪問拒否等の人数。

（４）乳幼児健康診査等の状況

乳幼児健康診査の受診状況については、３歳６か月児健診の受診率は各年８割台となっていますが、４か月児健診と１歳６か月児健診においては各年９割以上の受診率となっています。

経過観察健診は、乳幼児健康診査等で発育・発達について経過観察が必要な乳幼児に対して医師や心理相談員が行っています。身体面に関することは予約クリニック、精神面に関することは発達相談として実施しています。

歯科健康診査については、１歳６か月児、３歳６か月児は乳幼児健康診査と同時に開催しているため、比較的高い受診率となっていますが、単独で開催している２歳６か月児の受診率については７割台にとどまっています。

■乳幼児健康診査等の受診状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳児一般健診	受診者数（人）	482	452	531	439	479
乳児後期健診	受診者数（人）	502	464	450	520	487
4か月児健診	対象者（人）	582	519	596	549	549
	受診者（人）	567	515	588	544	541
	受診率	97.4%	99.2%	98.7%	99.1%	98.5%
1歳6か月児 健診	対象者（人）	603	574	537	563	552
	受診者（人）	576	550	518	542	525
	受診率	95.5%	95.8%	96.5%	96.3%	95.1%
3歳6か月児 健診	対象者（人）	568	635	608	555	522
	受診者（人）	462	533	527	481	449
	受診率	81.3%	83.9%	86.7%	86.7%	86.0%

資料：健康福祉課

■乳幼児健康診査等の見込み

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4か月児健診	受診率	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
	把握率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1歳6か月児 健診	受診率	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
	把握率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3歳6か月児 健診	受診率	87.0%	87.0%	88.0%	88.0%	88.0%
	把握率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：健康福祉課

■経過観察健康診査

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経過観察健診	予約クリニック（件）	56	82	79	62	39
	発達相談（件）	90	95	84	85	94

資料：健康福祉課

■歯科健康診査・歯科指導

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 歳 6 か月児 歯科健診	対象者（人）	603	574	537	563	552
	受診者（人）	576	550	518	542	525
	受診率	95.5%	95.8%	96.5%	96.3%	95.1%
	虫歯本数（本）	51	34	13	23	23
	咬合異常（人）	46	30	38	32	35
2 歳 6 か月児 歯科健診	対象者（人）	673	598	574	512	562
	受診者（人）	477	439	422	404	395
	受診率	70.9%	73.4%	73.5%	78.9%	70.3%
	虫歯本数（本）	127	103	88	55	89
	不正咬合（人）	46	38	48	33	45
3 歳 6 か月児 歯科健診	対象者（人）	568	635	608	555	522
	受診者（人）	462	533	527	481	449
	受診率	81.3%	83.9%	86.7%	86.7%	86.0%
	虫歯本数（本）	443	439	355	331	215
	不正咬合（人）	62	51	55	45	59
1 歳 7 か月児歯科指導	件数	68	63	60	53	60
2 歳 7 か月児歯科指導	件数	63	63	65	65	55

資料：健康福祉課

※ 1 歳 6 か月児歯科健診、3 歳 6 か月児歯科健診は、乳幼児健診と同時開催

（５）教室・相談事業の状況

栄養教室は、母から子へと伝えていく心と身体のために大切な食事・栄養の話を成長段階ごとに見て、聞いて食べて感じ取ってもらうための教室です。

健康相談については、身体計測・栄養・歯科・健康などの相談を、保健センターと国分図書館の２か所で実施しています。

■栄養教室

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
離乳食講習会（組）	305	347	347	367	353
幼児食講習会（組）	116	170	177	131	226

資料：健康福祉課

■健康相談

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子どもの健康相談（人）	1,108	972	903	932	788

資料：健康福祉課

(6) 予防接種の接種状況

予防接種については、予防接種法に基づき、個別または集団で定期接種を実施しています。

平成 24 年 9 月から不活化ポリオの定期接種、11 月から四種混合ワクチンが導入されるなど制度改正もされています。

■ 予防接種

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
BCG	接種者（人）	579	515	589	534	515
	接種率	98.3%	98.5%	110.1%	99.6%	102.4%
二種混合	接種者（人）	-	-	457	462	397
	接種率	-	-	63.4%	61.6%	53.9%
三種混合	接種者（人）	-	-	2,352	1,881	556
	接種率	-	-	94.7%	125.6%	49.5%
四種混合	接種者（人）	-	-	-	417	1,582
	接種率	-	-	-	61.3%	75.4%
不活化ポリオ	接種者（人）	-	-	-	2,008	805
	接種率	-	-	-	158.1%	65.8%
ポリオ	接種者（人）	1,133	942	690	194	-
	接種率	97.0%	86.4%	61.3%	70.5%	-
ヒブ	接種者（人）	-	-	2,221	2,138	2,145
	接種率	-	-	60.8%	91.0%	106.7%
小児肺炎球菌	接種者（人）	-	-	2,800	2,211	2,052
	接種率	-	-	65.9%	124.4%	98.2%
日本脳炎	接種者（人）	305	2,118	2,745	2,317	1,713
	接種率	12.4%	75.6%	86.3%	100.0%	104.0%
子宮頸がん	接種者（人）	-	-	2,115	890	116
	接種率	-	-	44.9%	77.5%	10.1%
麻しん風しん	接種者（人）	2,329	2,312	2,173	2,403	1,061
	接種率	82.8%	83.1%	83.0%	90.9%	88.8%

資料：健康福祉課

（注）対象者は当年で算出しているため、前年度の対象者が接種している場合は、接種率が 100%を超えることがある

3. 母子保健の取り組み

(1) 安心して妊娠・出産できる体制づくり

No.	取り組み	内容
88	母子健康手帳の交付	母子の健康記録（妊婦健康診査・出産・乳幼児健康診査・予防接種等）として妊娠届により母子健康手帳を交付します。また、交付時には、マタニティマーク、妊婦健康診査受診券の交付を行うとともに、保健師や専門職による面接の実施の充実を図っていきます。 ※現在は、保健センターで手帳を交付した場合のみ面接を実施
89	妊婦健康診査	妊娠に伴う合併症及び胎児異常の早期発見や治療を目的に健康診査を実施するとともに、妊婦の経済的な負担軽減のため、母子健康手帳交付時に受診票を発行するなど、妊婦健康診査における費用助成を行います。 ※里帰り出産等、府外医療機関等で受診した場合は償還払いで対応 【平成 26 年度助成額】総額 116,840 円（14 回）
90	両親教室	母親や父親が安心して出産・育児に臨めるよう、妊娠中の過ごし方や栄養、赤ちゃんの育て方などを学ぶ教室を開催するとともに、SIDS、揺さぶられっ子症候群、産後うつ予防等、親子の心身の健康づくりに対する学習の充実を図っていきます。また、母親と父親が協力して出産・育児に取り組めるよう、沐浴実習や父親の妊婦体験を実施するとともに、父子手帳の配布を行います。
91	妊産婦相談	妊娠中を健康に過ごし、安心して出産を迎えるため、電話、面接、訪問等により、助産師、保健師等が妊娠・出産・産じょく期における相談に応じます。
92	ハイリスク妊婦や支援の必要な妊婦へのフォロー	母子健康手帳交付時のアンケートによりハイリスク妊婦の把握を行うとともに、各関係機関の連携を強化し、要養育支援者に対する情報の共有化を図るなど、適切な支援が行える体制づくりに取り組みます。
93	周産期医療機関との連携	医療機関との連携を強化し、要養育支援者情報提供票（医療機関からの情報提供票）等により早期に訪問指導を行い、妊娠・出産・育児への支援を行います。
94	思春期の保健対策	思春期特有の心身の特徴や健康上の問題に対応するため、思春期保健に関する適切な情報提供及び啓発を行っていきます。

（２）子どもの健全育成と育児不安の軽減

■ 子どもの心身の発達を支援する体制の充実

No.	取り組み	内容
95	新生児訪問指導	生後 28 日以内の新生児のいる家庭に助産師が訪問し、新生児の発育・発達、授乳、病気の予防などの子育てについての相談指導と、産婦自身の健康管理等の相談を行います。
96	乳児家庭全戸訪問 （乳児早期訪問）	生後 2、3 か月頃の乳児のいる家庭に保健師及び看護師が訪問し、乳児の発育・発達、授乳、病気の予防（予防接種）などの子育てに関する情報提供を行い、相談に応じます。
97	未熟児訪問指導	出生時の体重が 2,500 g 未満の児がいる家庭に保健師及び看護師が訪問し、子育てに関する助言や相談を行います。
98	乳幼児健康診査	乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、集団・個別により健康診査を実施し、受診率の向上を図っていきます。また、集団健康診査については未受診者の把握を行い、市の全乳幼児家庭の把握に努めます。 【実施内容】 ・ 集団健康診査 4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳 6 か月児健診 ※ 3 歳 6 か月児健診では、視力・聴覚アンケートを実施 ・ 個別健康診査 乳児一般健康診査、乳児後期健康診査
99	経過観察健康診査 （予約クリニック・発達相談）	乳幼児健康診査等で発育・発達について経過観察が必要な乳幼児に対し、小児科医師や心理相談員による健康診査を行うとともに、各関係機関と連携し継続的な支援につなげていきます。
100	歯科健康診査・歯科保健指導	乳歯の完成期にあたる時期に、健康な歯をつくるための食生活や虫歯予防の大切さなどを学ぶため、歯科健康診査を実施します。 【実施内容】 ・ 対象年齢 1 歳 6 か月児、2 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児 1 歳 6 か月児健診、2 歳 6 か月児健診ではカリオスタット検査を実施（カリオスタット検査の結果により保健指導を実施）
101	ひよこ教室	初めての育児で不安等のある保護者を対象に、育児に自信が持てるよう参加者同士の交流を深め、乳児期の親子教室を開催し、子育て家庭を支援します。
102	コアラ教室	1 歳 6 か月児健診後、発達面や養育上の問題等で支援が必要な幼児を対象に、子育て支援センターと共催で親子教室を開催します。

No.	取り組み	内容
103	虐待予防対策	児童虐待の未然防止を目的に、妊娠届や訪問、健康診査等のすべての保健事業において、保護者の相談に応じ、支援の必要な家庭を早期に発見し、育児不安の軽減に努めていきます。また、各関係機関との連携・協力により、適切な支援機関へつなげるなど、要支援家庭に対する総合的な支援を行っていきます。
104	事故防止対策	乳幼児期の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査、訪問指導、健康教育等保健事業を通じて、乳幼児期の事故の特徴や月齢に応じた事故予防などの情報提供を行います。
105	未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を負担します。 【平成 25 年度実績】 未熟児医療費受給者数：継続 2 人、新規 14 人
106	予防接種事業	乳幼児等を対象に伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を防ぐため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施します。また、未接種者に対しては、接種勧奨を実施し、接種率の向上を図ります。
107	小児救急医療	子どもの急病に対応できる救急診療体制の強化するため、中河内医療圏（東大阪市、八尾市、柏原市）の小児初期救急体制の充実を図っていきます。

■ 健やかに育つための学習・相談の機会の充実

No.	取り組み	内容
108	すくすく講座	家庭の育児力を向上させるため、就園前までの乳幼児と保護者を対象とした、健康講座を開催し、乳幼児の発達や育児についての知識を普及します。
109	離乳食講習会	離乳がスムーズに進むよう、離乳期を各段階に分けた講習会を実施し、育児不安を持つ保護者に対して個別支援を行います。
110	幼児食講習会	子どもが食に対する関心を深め、正しい食習慣を身に付けることができるよう、1歳6か月～3歳6か月頃の幼児と保護者を対象に食に関する講習会を開催し、試食による幼児の食べ方等の観察や食の相談を行います。
111	子どもの健康相談	子どもの発育・発達における疑問の解消及び育児不安の解消のため、乳幼児の身長・体重測定、栄養、歯科、予防接種など個別相談会を実施しています。

■ 地域における子育て支援の充実

No.	取り組み	内容
112	保育所、幼稚園等での食育推進事業	小さいころから食に興味をもち、食に対して正しい判断、行動ができるよう、幼稚園、保育所を中心に「食育」に関する出前講座を実施します。
113	地域の子育てサロン等における出前講座	地域の子育てサロンにて、乳幼児の感染症及び事故予防、発達、発育についての出前講座を実施し、正しい知識の普及に努めます。

4. 母子保健に関する取り組み一覧

	手続等	健康診査	訪問	教室・相談
妊 娠	妊娠届 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健診受診票の発行 ・マタニティマークの交付	妊婦健診診査 (全14回)	保健師訪問* (妊娠期～随時)	両親教室 妊産婦 相談
出 生	未熟児養育医療の給付 (該当者のみ)		新生児訪問指導 (生後28日まで)	
1 か 月		乳児一般健診 (1か月健診)		
2 か 月	定期予防接種の開始* (個別接種)	経過観察健診* ・予約クリニック ・発達相談	乳児早期訪問 (乳児家庭全戸 訪問事業)	子どもの 健康相談*
3 か 月				
4 か 月		4か月児健診	4か月児健診 未受診者訪問	ひよこ教室 (1歳未満) 離乳食 講習会
10 か 月		乳児後期健診 (9か月～1歳未満)		
1 歳 6 か 月		1歳6か月児健診 ・歯科健診	1歳6か月児健診 未受診者訪問	コアラ教室 (1歳6か月 ～2歳未満) 1歳7か月児 歯科フォロー教室
2 歳 6 か 月		2歳6か月児歯科 健診		2歳7か月児 歯科フォロー教室
3 歳 6 か 月		3歳6か月児健診 ・歯科健診	3歳6か月児健診 未受診者訪問	

※妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて、電話・訪問・面接にて随時、相談を受けています。

※★がついているものに関しては就学前まで継続して実施しています。

第7章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として、地域の実情に応じ、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が定める区域となっています。

柏原市では、市域や人口規模等を考慮し、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定め、市全域で「量の見込み」に対する「確保方策」を整備していきます。

2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設等
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(1) 1号認定

3～5歳で保育の必要性がない認定区分（幼稚園、認定こども園）です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

幼稚園 (特定教育・保育施設)	公立6園	柏原西幼稚園、堅下幼稚園、堅上幼稚園、国分幼稚園、 堅下北幼稚園、玉手幼稚園
	私立2園	第二白鳩幼稚園、関西女子短期大学附属幼稚園

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込み	市内の子ども	673	653	633	614	596
	(他市町村の子ども) ※1	338	332	332	332	332
	①量の見込み 計	1,011	985	965	946	928
確保 の内容	認定こども園・幼稚園	250	250	250	250	250
	確認を受けない幼稚園	462	468	468	468	468
	(他市町村の子ども)	338	332	332	332	332
	他市町村の施設利用※2	20	20	20	20	20
	②確保の内容 計	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
②-①		59	85	105	124	142

※1 他市町村の子どもの内訳 (単位：人)

	27 年度	28 年度～31 年度
八尾市	186	180
藤井寺市	117	117
羽曳野市	15	15
香芝市	20	20
合計	338	332

※2 他市町村の施設での確保量の内訳 (単位：人)

	27 年度～31 年度
香芝市	20

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

○認定子ども園への移行を促進します。

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	公立6園	柏原保育所、柏原西保育所、法善寺保育所、堅下保育所、 国分保育所、円明保育所
	私立6園	南河学園附属国分保育園、かしわ保育園、まどか保育園、 北阪保育園、みずほ保育園、旭丘まぶね保育園

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	786	794	786	778	770
②確保の内容	891	891	891	891	891
②-①	105	97	105	113	121

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

○保育環境の充実に努めます。

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業）です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	公立6園	柏原保育所、柏原西保育所、法善寺保育所、堅下保育所、 国分保育所、円明保育所
	私立6園	南河学園附属国分保育園、かしわ保育園、まどか保育園、 北阪保育園、みずほ保育園、旭丘まぶね保育園

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	506	541	536	531	526
②確保の 内容	認定こども園・保育所	474	490	520	520
	地域型保育事業	10	20	20	20
②-①	-22	-31	4	9	14

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～2歳児の量の見込み	506	541	536	531	526
0～2歳の児童数（全体）	1,489	1,466	1,422	1,387	1,358
保育利用率（利用定員数/児童数）	34.0%	36.9%	37.7%	38.3%	38.7%

【確保の方策】

○認可保育所の入所枠を拡大するとともに、新たに地域型保育事業の認可をすすめることで、
供給体制を整えます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業（新規）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（実施か所）	1	1	1	1	1
②確保の内容（実施か所）	1	1	1	1	1
②-①（実施か所）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

○子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う専門的な相談員を配置できるよう検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

6か所	つどいの広場	ほっとステーション、たまてばこ、ドレミファごんちゃん
	子育て支援センター	スキップ KIDS、ハロー KIDS、ハーモニー

【量の見込みと確保の内容】

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（延日数/月）			1,861	1,787	1,716	1,648	1,583
②確保の 内容	つどいの 広場	実施か所数	3	3	3	3	3
		延日数/月	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	子育て支援 センター	実施か所数	3	3	3	3	3
		延日数/月	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②-①（延日数/月）			639	713	784	852	917

【確保の方策】

○良質かつ適切な施設的环境づくりや、事業の質の向上に努めます。

○事業の積極的な広報活動を行います。

(3) 妊婦健康診査

妊娠に伴う合併症及び胎児異常の早期発見や治療を目的に実施する事業です。妊婦の経済的な負担の軽減のため、母子健康手帳交付時に受診券を配布するなど、妊婦健康診査における費用助成を行います。（里帰り出産等、府外医療機関等で受診した場合は償還払いで対応しています）

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（実人数/年）		768	747	734	722	707
②確保の内容	実施回数/年	6,144	5,976	5,872	5,776	5,656
	実人数/年	768	747	734	722	707
②-①（実人数/年）		0	0	0	0	0

【確保の方策】

○妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、公費負担助成により、定期的な受診を促進します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（乳児早期訪問）

生後2、3か月頃の乳児のいる家庭に保健師及び看護師が訪問し、乳児の発育、発達、授乳、病気の予防（予防接種）などの子育てに関する情報提供を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（実人数/年）		494	480	467	459	451
②確保の内容（実人数/年）		494	480	467	459	451
②-①（実人数/年）		0	0	0	0	0

【確保の方策】

○4 か月児健診までに保健師及び看護師による原則全戸訪問を行います。

（５）養育支援訪問事業（ママプラス）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（実人数/年）	494	480	467	459	451
②確保の内容（実人数/年）	494	480	467	459	451
②-①（実人数/年）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

○見守りが必要な家庭だけに留まらず、原則全戸訪問を実施します。

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

3か所	南河学園、武田塾、八尾母子ホーム
-----	------------------

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（延日数/年）		21	21	20	20	19
②確保の内容	実施か所数	3	3	3	3	3
	延日数/年	90	90	90	90	90
②-①（延日数/年）		69	69	70	70	71

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

1 か所	柏原市社会福祉協議会
------	------------

【量の見込みと確保の内容】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（延日数/年）	212	206	198	200	192
②確保の内容（延日数/年）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②-①（延日数/年）	1,288	1,294	1,302	1,300	1,308

【確保の方策】

○援助会員の研修を充実させ、安全で安心な事業運営に努めます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

8 か所	柏原西幼稚園、堅下幼稚園、堅上幼稚園、国分幼稚園、堅下北幼稚園、玉手幼稚園 第二白鳩幼稚園、関西女子短期大学附属幼稚園
------	--

【量の見込みと確保の内容】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（延日数/年）	26,477	25,157	25,065	23,582	22,948
うち1号認定による一時預かり	7,143	6,884	6,792	6,370	6,266
うち2号認定による一時預かり	19,334	18,273	18,273	17,212	16,682
②確保の内容	実施か所数	8	8	8	8
	延日数/年	35,000	35,000	35,000	35,000
②-①（延日数/年）	8,523	9,843	9,935	11,418	12,052

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

② 幼稚園在園児以外の一時預かり

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

7か所	南河学園附属国分保育園、北阪保育園、みずほ保育園、ほっとステーション 南河学園、武田塾、ファミリーサポートセンター
-----	--

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（延日数/年）		1,133	1,103	1,080	1,033	1,013
②確保の内容	実施か所数	7	7	7	7	7
	延日数/年	4,140	4,140	4,140	4,140	4,140
②-①（延日数/年）		3,007	3,037	3,060	3,107	3,127

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

（９）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

11 か所	柏原保育所、柏原西保育所、法善寺保育所、堅下保育所、国分保育所、円明保育所、 南河学園附属国分保育園、まどか保育園、北阪保育園、みずほ保育園、 旭丘まぶね保育園
-------	--

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（実人数/年）		297	307	304	301	298
②確保の内容	実施か所数	11	11	11	11	11
	実人数/年	1,305	1,321	1,351	1,351	1,351
②-①（実人数/年）		1,008	1,014	1,047	1,050	1,053

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

1 か所	西村小児科
------	-------

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（延日数/年）		659	665	648	643	631
②確保の内容	実施か所数	1	1	1	1	1
	延日数/年	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②-①（延日数/年）		781	775	792	797	809

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

(11) 放課後児童会（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現在の実施状況（平成 25 年度）】

10 か所	柏原小学校、柏原東小学校、堅下小学校、堅上小学校、国分小学校、玉手小学校、 堅下北小学校、堅下南小学校、旭ヶ丘小学校、国分東小学校
-------	--

【量の見込みと確保の内容】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（実人数/年）		653	656	626	622	593
②確保の内容	実施か所数	10	10	10	10	10
	実人数/年	775	775	775	775	775
②-①（実人数/年）		122	119	149	153	182

【確保の方策】

○今後5年以内に受け入れ枠等を拡大し、面積基準等を満たすよう努めます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後は国の動向に応じ、助成を検討・実施していきます。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。民間事業者等の参入の促進に関しては今後手段を検討していきます。

（14）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。要保護児童対策地域協議会を中心に、保健、医療、福祉、教育など、児童に関係する機関の連携強化と専門性強化に努め、児童への虐待に対して、適切かつ早期の対応を図ります。

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

（１）認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

本市では、平成 26 年 8 月に策定した「公立施設の民営化等による幼保一元化ガイドライン」に基づき、認定こども園の普及に取り組んでいきます。

（２）質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、研修等による教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

（３）認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進

子育てに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設と小学校との連携が不可欠です。

本市では、配慮が必要な子どもに関する幼稚園・保育所等と小学校との情報交換や連携に取り組んでいます。今後もこのような取組を継続して実施し、保幼小連携を推進していきます。

第8章 計画の推進

1. パートナーシップによる計画の推進

地域における子育て支援の推進を図るため、市民をはじめ、地域や企業、学校医、NPO などの関係機関・団体等との連携を強化していきます。

2. 庁内連携体制の推進

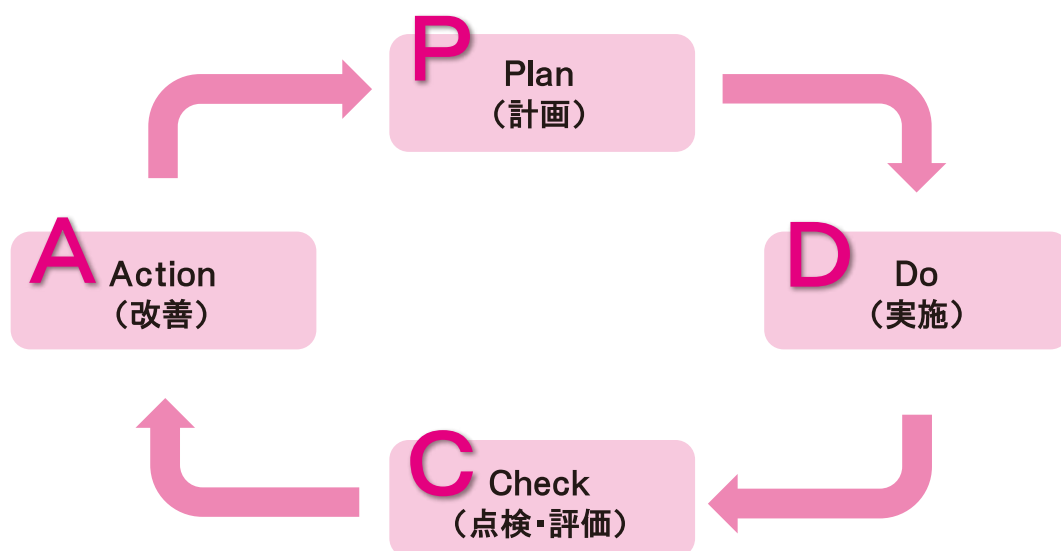
本計画は、福祉分野のみならず、保健、医療をはじめ教育、労働など多岐の分野にわたっており、計画の推進にあたっては、関連分野と相互に連携・協力し、総合的に取り組むことが求められます。庁内関係各課との連携を図りながら、計画の進行状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

3. 国・大阪府との相互連携の推進

本市が主体的に子育て支援の施策を実施していくことを基本に、必要に応じて、国や大阪府と連携を図りながら、計画の推進を図っていきます。

4. 計画の進行管理

計画の確実な運営と推進を図るため、計画担当課であるこども政策課が中心となり、各関係課と連携を図りながら、PDCA サイクルのプロセスを踏まえた計画の進行管理の実施に努めます。また、必要に応じ、子ども・子育て会議において、計画の見直し・改善を図ります。



資料編

1. 柏原市子ども・子育て会議条例

○柏原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 5 日

条例第 14 号

(設置等)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、柏原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、同条第 3 項の規定によりその組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者
- (7) 公募により選考された市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び部会委員を置き、それぞれ委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

2. 柏原市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	団体名等
労働者を代表する者	川淵良太	柏原市労働組合協議会代表
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	北畑英樹	柏原市民間保育園協議会代表 (かしわ保育園園長)
子ども・子育て支援に関し識見を有する者	小松孝至	大阪教育大学教育学部准教授
子どもの保護者	近藤温子	柏原市PTA協議会母親部会会長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	田中昌之	柏原市私立幼稚園代表 (第二白鳩幼稚園園長)
子ども・子育て支援に関し識見を有する者	谷向みつえ	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
子どもの保護者	永野智江	柏原市立保育所連合父母の会代表
公募により選考された市民	中野美奈子	柏原市民代表（公募）
子ども・子育て支援に関する団体に属する者	西育代	主任児童委員
子ども・子育て支援に関し識見を有する者	西村龍夫	柏原市医師会代表
事業主を代表する者	東森哲也	(株)ジェイテクト国分工場工務部総務課長
公募により選考された市民	福岡雅子	柏原市民代表（公募）
公募により選考された市民	藤宇敦子	柏原市民代表（公募）
子どもの保護者	三木賢蔵	柏原市放課後児童会連絡会代表

※五十音順 敬称略

3. 柏原市子ども・子育て会議開催状況

回	年月日	案件
第1回	平成25年 9月 27日 (金)	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) ニーズ調査について (4) 連絡事項 (5) その他
第2回	平成26年 3月 5日 (水)	(1) ニーズ調査結果について (2) 計画策定のための「量の見込み」について (3) 連絡事項 (4) その他
第3回	平成26年 5月 14日 (水)	(1) 教育・保育提供区域の設定について (2) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について (3) その他
第4回	平成26年 6月 24日 (火)	(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容について (2) 基準条例について (3) その他
第5回	平成26年 7月 29日 (火)	(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容について (2) 基準条例について (3) その他
第6回	平成26年 9月 3日 (水)	(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容について (2) 母子保健計画について (3) その他
第7回	平成26年 11月 10日 (月)	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について (2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について (3) その他
第8回	平成26年 12月 16日 (火)	(1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について (2) その他
第9回	平成27年 2月 2日 (月)	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について (2) 小規模保育事業について (3) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について (4) その他

柏原市こども未来プラン

発 行： 平成27年3月 柏原市

編 集： 柏原市健康福祉部こども政策課

〒582 - 8555

大阪府柏原市安堂町1番55号

電話（072）972 - 1501（代表）
